

旭川市

中心市街地活性化基本計画

平成29年12月



はじめに

旭川市は、雄大な大雪山連峰を望み、石狩川をはじめとする大小様々な河川が流れる豊かな自然環境と機能的に整備された市街地が融合した北・北海道の拠点都市として、着実な発展を遂げてまいりました。市内中心部には、商業や業務、芸術・文化、医療、福祉、交通結節などの都市機能が集積し、中心市街地としてまちの発展を支える重要な役割を担ってきました。しかしながら、居住や大型集客施設の展開などが郊外で進み、買物や外出などの目的地の選択肢が増えるにつれ、中心市街地を訪れる方が減少しております。



旭川市長 西川 将人

このような状況を踏まえ、本市では「旭川市中心市街地活性化基本計画」を策定し、平成12年度以降、同計画に基づく各種事業を実施し、活性化に必要な基盤を整備してきました。この結果、中心部の商店街地区などは歩行者に優しく、イベント等も開催しやすい空間に生まれ変わり、北彩都あさひかわ地区や常磐公園周辺などには、市民の憩いの空間が創出されました。また、年間を通じて開催される各種イベントには、市内外から多くの来場者を迎え、賑わいも生まれております。

中心市街地は、重要な都市機能が集積された区域であり、まちのアイデンティティを象徴する大切な空間でもあります。このたびの新たな中心市街地活性化基本計画の策定は、これを引き続き維持するとともに、更なる活性化を図っていくためのものです。

本市には、全国初となる恒久的歩行者専用道路である平和通買物公園や銀座仲見世通りなど、市民の思いが多く詰まった場所もあり、これから進める様々な取組によって、これらが旭川駅前広場などとともに、より一層、有効に活用され、日常的な賑わいと活性化につながっていくことを期待しております。

本計画の策定に当たり、旭川市中心市街地活性化協議会及び同企画推進分科会の委員をはじめ、市民の皆様から多くの貴重な御意見や御提言をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

目 次

第1章 旭川市の中心市街地に係る背景及びこれまでの取組状況	1
第1項 背景	1
第2項 これまでの取組状況	2
第2章 中心市街地を取り巻く状況	6
第1項 現状	6
第2項 課題	11
第3章 計画の基本的な考え方と推進体制	13
第1項 新たな計画策定の必要性	13
第2項 中心市街地内に集積されている各種基盤と機能	15
第3項 新たな計画の目標・推進指針及び施策の方向	18
第4項 計画対象区域及びエリア設定	20
第5項 計画の推進体制及び事業に関する考え方	24
第6項 計画期間、進行管理及び指標の設定	25
第4章 本市が策定する他の計画との関係	29
第5章 計画の策定経緯	33
資料編	39

第1章 旭川市の中心市街地に係る背景及びこれまでの取組状況

第1項 背景

かつて、中心市街地には、居住機能のほか、商業機能、業務機能、娯楽機能など多様な都市機能が集積していました。しかしながら、郊外での居住や大型集客施設の展開などが進み、「買物」、「外出」、「レジャー」等の目的地の選択肢が増えたことで、徐々に中心市街地の賑わいが失われていきました。

消費面に目を向けると、近年は、モノが売れない時代と言われていますが、中間層向けの大衆品から安価な日用品と高価なこだわりの商品へと需要がシフトする「消費の二極化」、商品やサービスなどの一連の体験を対象とした消費活動である「コト消費」が拡大するなど、消費の質が変化してきています。また、余暇の過ごし方の多様化などのライフスタイルの変化、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、事前に目的地を調べてから出掛けるピンポイントアクセスによる回遊性の低下などの影響もあり、中心市街地の商店街を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

本市においても、他の都市の例に漏れず、同様の状況にあり、昭和54年当時、1日当たり36万人の通行量があった平和通買物公園の通行量は、ここ数年11万人程度にとどまっています。

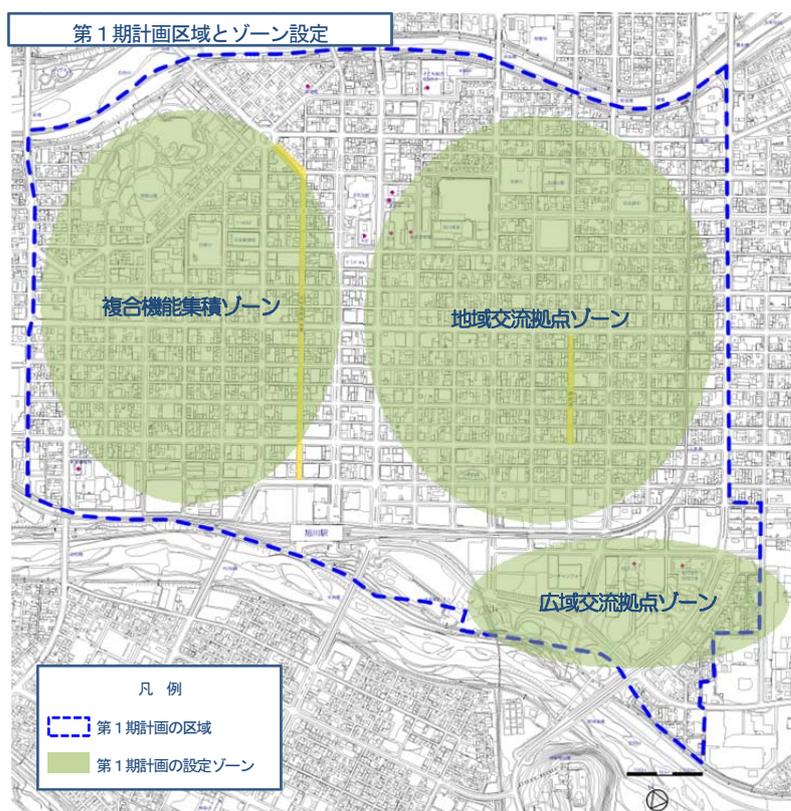
「買物」、「外出」、「レジャー」などの主な目的地が中心市街地であった時代とは異なり、現在は、郊外や近隣自治体を含め多くの選択肢が提供されている状況にあり、中心市街地の相対的な価値や魅力が低下していると言えます。さらに、相対的な価値や魅力の低下は、徐々に店舗が減少していくという状況を招き、絶対的な価値や魅力が失われつつあります。このため、中心市街地に来る必要がある場合か、集客力の高いイベントが開催されている期間以外は、中心市街地に行きたいという気持ちになかなかつながない状況にあると考えられます。

第2項 これまでの取組状況

本市では、平成12年度から2期17年間にわたり、中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化に向けた各種取組を進めてきました。

(1) 旭川市中心市街地活性化基本計画（平成12年度～平成22年度）

平成12年度から平成22年度までの第1期の中心市街地活性化基本計画では、複合機能集積ゾーン（買物公園を中心とする広域商業核）、地域交流拠点ゾーン（銀座商店街などを核とする商業核）、広域交流拠点ゾーン（北彩都あさひかわ地区）を含む約414haを対象区域と設定しました。基本方針として、都市部における交通アクセスの改善と利便性の向上、都市機能の充実と魅力ある商業空間の整備、快適



な都心居住環境の整備と交流の場の創出を掲げ、「北の賑わい回廊あさひかわ」を活性化の目標としました。また、中心市街地の理想像として、「すぐ行ける、いつも近いまち」、「歩いて楽しい、発見のあるまち」、「住みやすく、安らぎを感じるまち」を設定し、3つの理想像を実現するために必要なキーワードを「回遊性」としました。このため、市街地の整備改善、商業の活性化など、68事業のうち約85%に当たる58事業を実施しました。

道路や公園などの市街地の整備改善事業はおおむね順調に進み、まちなか居住も一定の進捗が見られました。他方、商業施設の郊外出店が相次ぐなど、郊外への都市機能の分散

化が進む中で、イベントによる賑わいづくりや人を呼び込む仕掛けづくりなどのソフト事業を行いました。歩行者通行量が減少するなど、その効果は限定的でした。

基本方針	都市部における交通アクセスの改善と利便性の向上 都市機能の充実と魅力ある商業空間の整備 快適な都心居住環境の整備と交流の場の創出
------	--

活性化の目標	北の賑わい回廊あさひかわ
--------	--------------

中心市街地の理想像	すぐ行ける、いつも近いまち 歩いて楽しい、発見のあるまち 住みやすく、安らぎを感じるまち
-----------	--

計画の課題	評価される結果	不十分とされる結果
交通アクセスの整備拡充	新神楽橋の設置等による南側からのアクセス改善 ロードヒーティングの整備等による冬期の歩行環境改善 等	中心部を循環する交通手段がない 等
街並みや施設の魅力づくりと利便性の向上	買物公園や銀座仲見世通の路面等整備改善 等	中心部の歩行者通行量の減少 中心部の店舗数・販売額減少 等
良好な景観の保全と居住環境の整備	流雪溝の整備による冬期の生活環境改善 等	中心市街地の定住人口減少 等
集客施設や情報発信、まちの運営機能の強化	新たなイベントの定着 等	空き店舗、空きビル増加傾向 等
行政・民間・市民の協力と連携の強化	タウンマネジメント機関(TMO)の設置 等	まちづくりを担う人材やネットワークが不十分

(2) 旭川市中心市街地活性化基本計画（国の認定計画）（平成23年度～平成28年度）

平成23年度から平成28年度までの第2期計画では、国の認定計画として各種取組を実施しました。「コンセプト＝歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー ～買物公園を中心軸とした機能集積の促進と、そのための近隣地区との連携・交流」をビジョンとして定め、メインの目的として、「買物公園を中心軸とした機能集積の促進」、サブの目的として、「中心商店街地区と近隣する各地区との相互連携による拠点機能の充実」としました。

ビジョン

コンセプト = 歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー
～買物公園を中心軸とした機能集積の促進と、そのための近隣地区との連携・交流

メインの目的：買物公園を中心軸とした機能集積の促進

サブの目的：中心商店街地区と近隣する各地区との相互連携による拠点機能の充実

活性化の目標

中心市街地に訪れる人を増やす

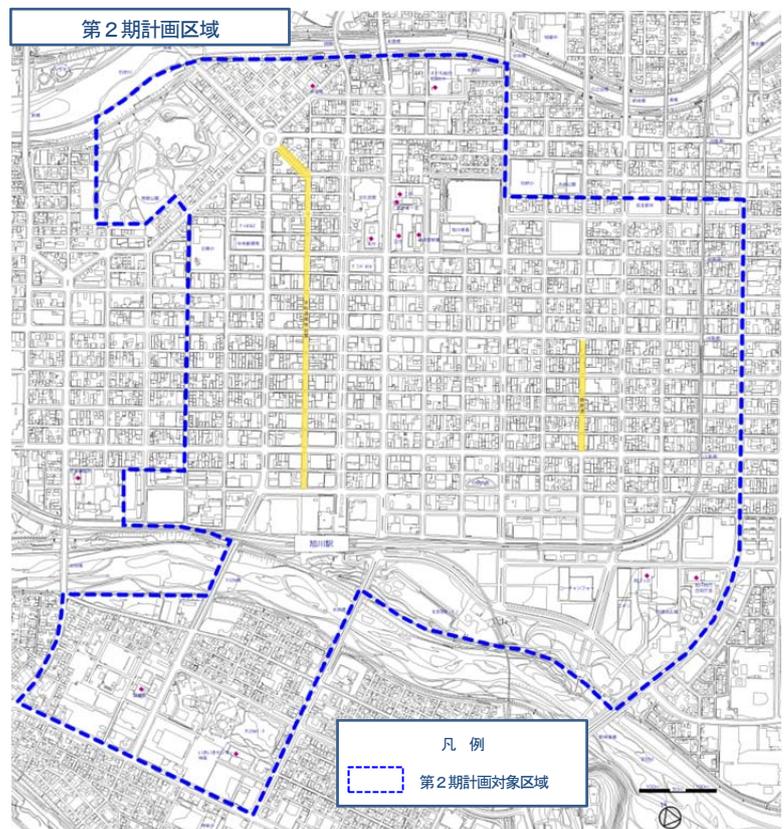
中心市街地に住む人の増加を図る

観光客の来街を促進する

区域は、北側が牛朱別川、南側が国道 237 号、東側が国道 39 号、大雪通、西側が常磐公園、各条 5 丁目、国道 237 号が境界となる、面積 382ha としました。活性化の目標としては、中心市街地に訪れる人を増やす、中心市街地に住む人の増加を図る、観光客の来街を促進する、の 3 つを設定し、これら目標を達するために 71 事業のうち約 90%に当たる 64 事業を実施しました。

旭川駅周辺の JR 敷地や河川によって分断されていた中心部に新駅舎やあさひかわ北彩都ガーデン、新たな橋が開通し、面的なつながりができました。

また、常磐公園地区における公園や公会堂などの施設のリニューアル、区画整理によるマンション建設、ホテルや商業施設の開業など、生活や滞在に必要な機能が整ってきました。この結果、平成 22 年に 9,494 人



であったまちなか居住人口は、平成 28 年には目標とする 10,000 人にはわずかに達しなかったものの、9,715 人まで増加しました。また、平成 20 年に 50,922 人であった観光情報センターの利用客数は、目標数の 60,000 人を大きく上回る 81,291 人（平成 28 年）まで増加しました。平成 22 年から開催している「北の恵み 食べマルシェ」は期間中に延べ 100 万人を超える来場者で賑わうイベントとして定着するなど、ソフト事業も一定の効果を示していますが、平成 20 年に 132,157 人であった平和通買物公園の歩行者通行量は、目標値の 145,000 人とは大きく開きのある 111,664 人（平成 28 年）という結果にあり、イベントによる集客効果が日常の来街者の増加につながっていない状況になっています。

目標	目標値	平成 28 年時点	達成状況
歩行者通行量	14.5 万人	11.2 万人	未達成
まちなか居住人口	10,000 人	9,715 人	未達成
観光情報センター利用者数	6.0 万人	8.1 万人	達成



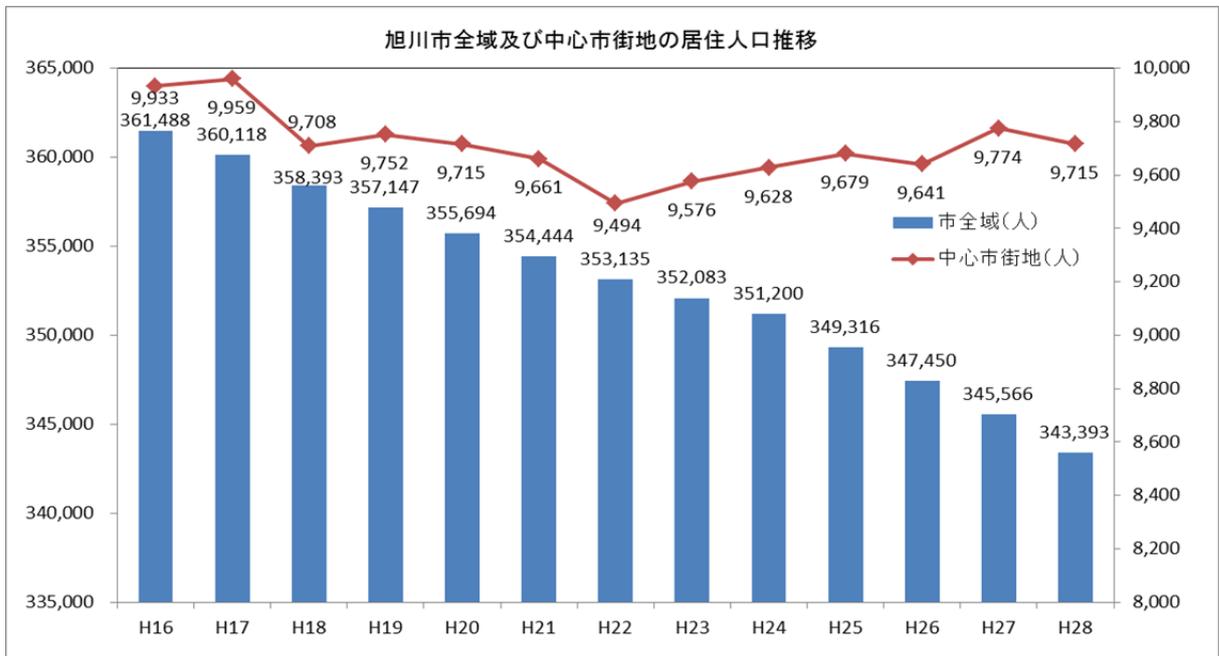
第2章 中心市街地を取り巻く状況

第1項 現状

(1) 中心市街地における居住人口

本市の中心市街地の居住人口は、平成17年に9,959人でしたが、平成22年には9,494人まで減少しました。この後、徐々に回復し、平成28年には9,715人(H17 → H28 ▲2.5%, H22 → H28 +2.3%)まで回復しています。これに対し、市全域の人口は、360,118人(平成17年)、353,135人(平成22年)、343,393人(平成28年)(H17 → H28 ▲3.3%)と、一貫して微減傾向にあることから、中心市街地への居住回帰が徐々に進んでいることが伺えます。

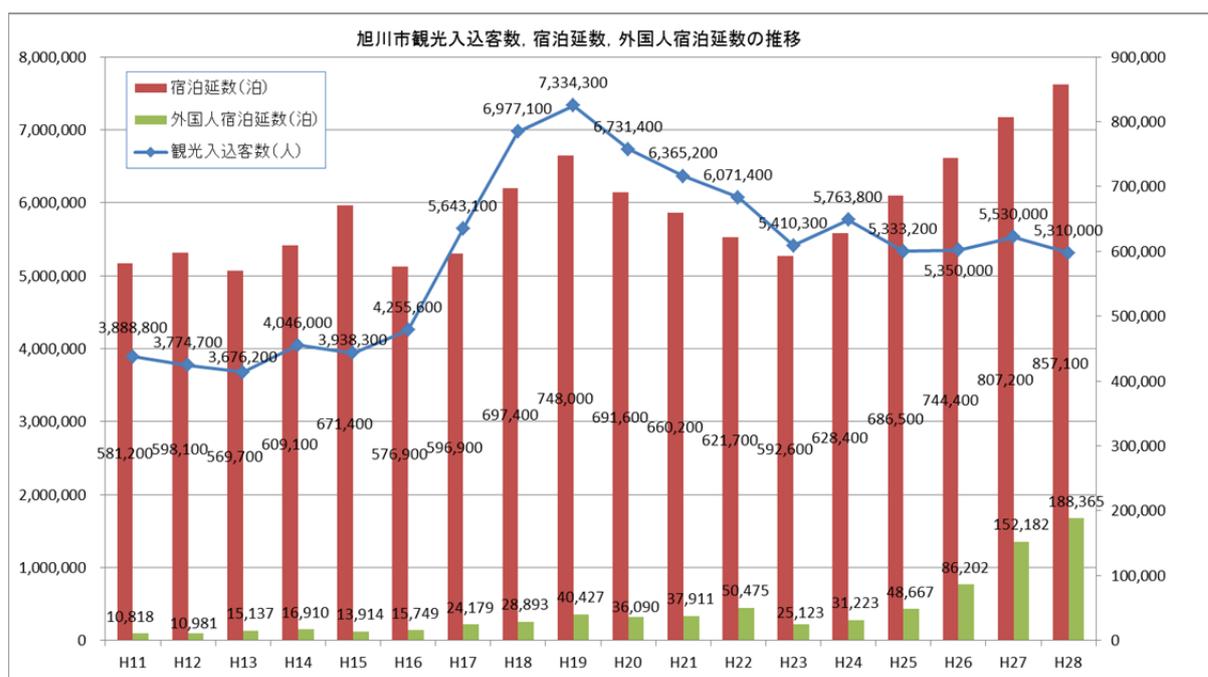
中心市街地において、民間事業者によるマンション供給、市営住宅や道営住宅等の供給による効果が現れていると考えられます。



(2) 観光

本市の観光入込客数は、平成19年の7,334,300人をピークに、減少・増加を繰り返しながら推移し、平成28年には、5,310,000人となっています。他方、宿泊延数は、平成

19年に748,000泊となった後、一旦減少したものの、平成24年以降は増加に転じ、平成28年には、857,100泊を記録しています。このうち外国人宿泊延数は、災害等の影響を受けて大きく増減を繰り返してきましたが、平成24年以降は、毎年20%を超える伸率で増加しており、平成28年には188,365泊となっております。



平成9年に再生した旭山動物園は、順調に入園者数が増加し、平成18年度と平成19年度には、300万人を超えるまでになりました。その後、徐々に人気の過熱も落ち着き、平成28年度は、143万人の入園者数という状況になっています。

近年は、旭山動物園と市内・近隣のガーデンとを組み合わせた観光ルートが定着しつつあり、国内のみならず、外国人観光客にも人気となっています。旭川空港の乗降客数は、平成24年以降、全体としては微増ですが、国際線利用者数に限って見ると、平成24年度の4万人から平成27年度には19万人と大きく伸びています。平成28年度は、国際定期便の減便の影響から、11万人にまで減少しているものの、10万人以上の乗降客数を維持する状況となっています。

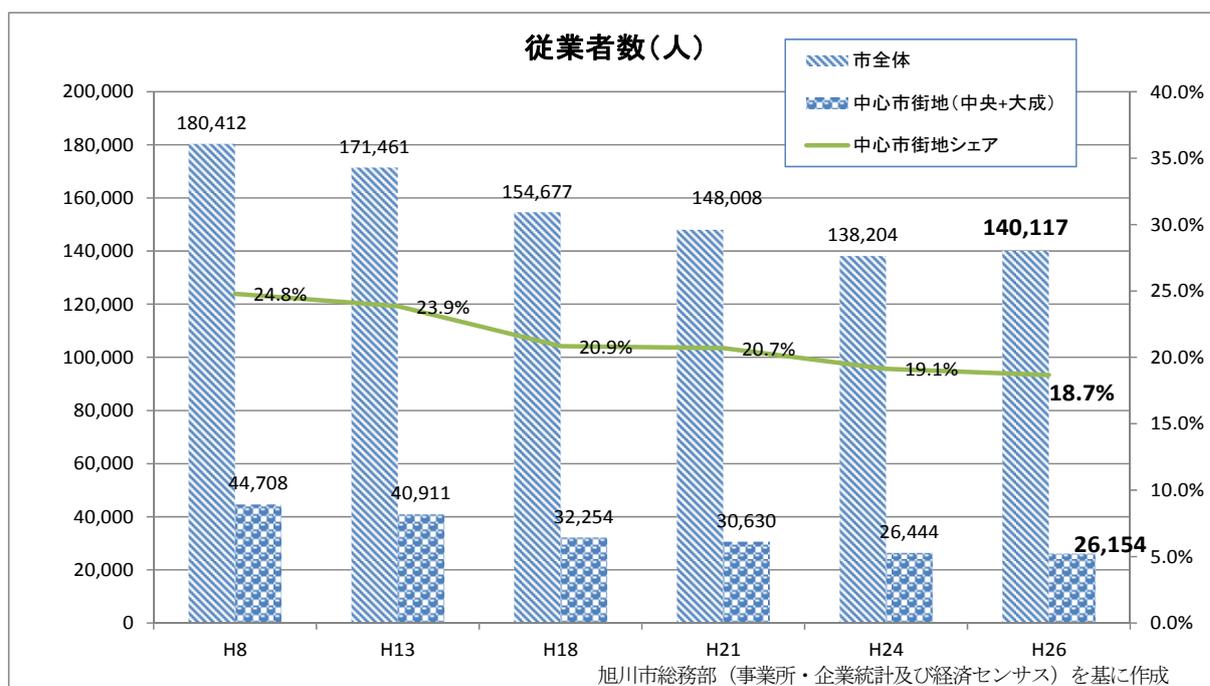
観光情報センターの利用客数は、平成20年に50,922人となっていましたが、平成23年には35,534人まで減少し、その後は上昇に転じ、平成28年には81,291人が利用して

います。

(3) 商業・空き店舗

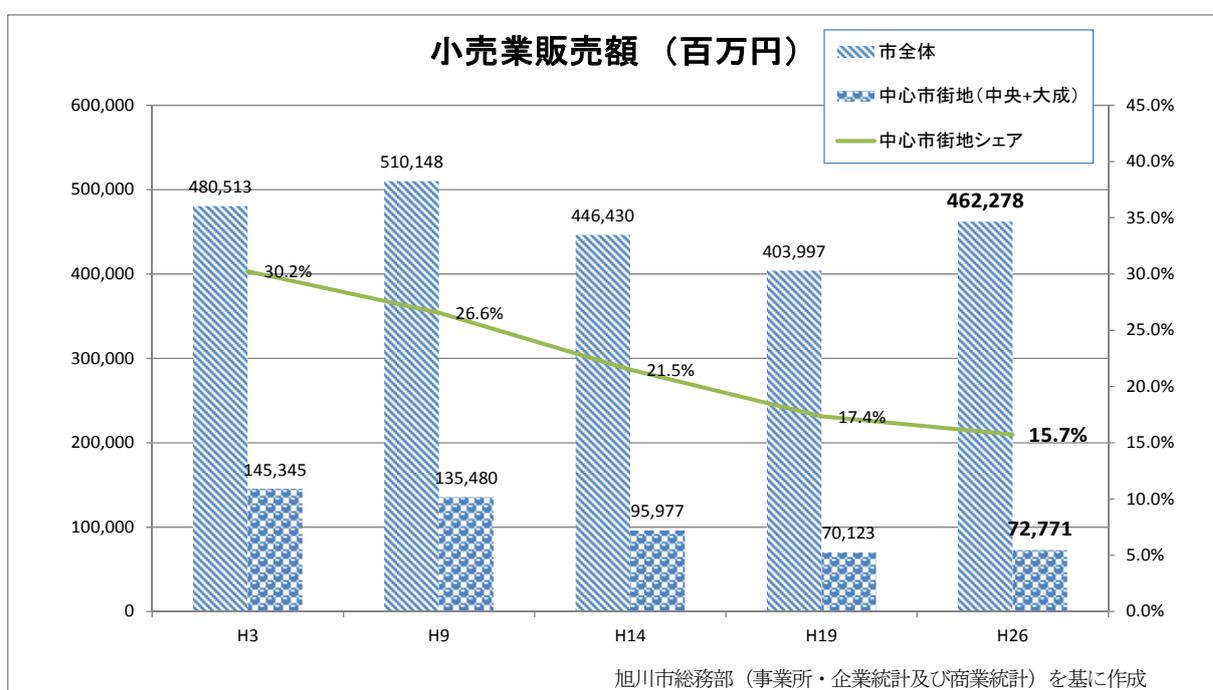
市全域の事業所数は、平成8年の18,906事業所から平成18年には15,774事業所、平成26年には14,791事業所と減少しています。この間、中心市街地の事業所は、平成8年4,404事業所から、平成18年3,129事業所、平成26年2,730事業所と同じく減少しています。

従業者数については、市全域では、平成8年180,412人、平成18年154,677人、平成26年140,117人と減少しています。中心市街地は、平成8年44,708人、平成18年32,254人、平成26年26,154人となっています。



空き店舗の状況については、旭川商工会議所による平和通買物公園に面する1階路面店の空き状況調査の結果では、平成24年11月に18箇所であったものが、平成27年11月には29箇所と増加し、平成28年8月には20箇所と減少に転じましたが、新規の出店による効果というよりは、建物が取り壊されて更地になったことによる結果と考えられます。特に4条通以北では、事業者の高齢化が進み、後継者がいないために事業継承されず廃業となるケースも徐々に増えています。

小売業販売額に目を向けると、平成3年には市全域で480,513百万円であったものが、平成26年には、462,278百万円と微減状況であるのに対して、中心市街地では、平成3年に145,345百万円であったものが、平成26年には72,771百万円と半減しており、平成3年に30.2%あった中心市街地のシェアは平成26年には15.7%まで落ち込んでいます。この間、商業面における大きな動きとして、平成21年の丸井今井旭川店閉店、平成23年のフイール旭川開業、平成27年のイオンモール旭川駅前開業、平成28年の西武旭川店閉店などがありました。

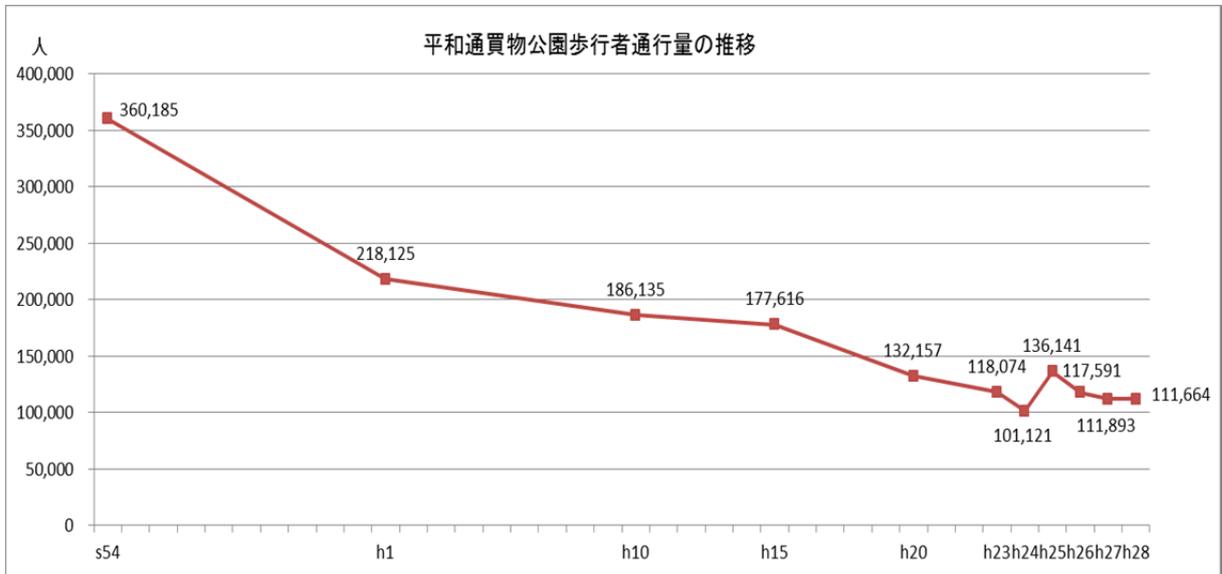


（４）来街・回遊

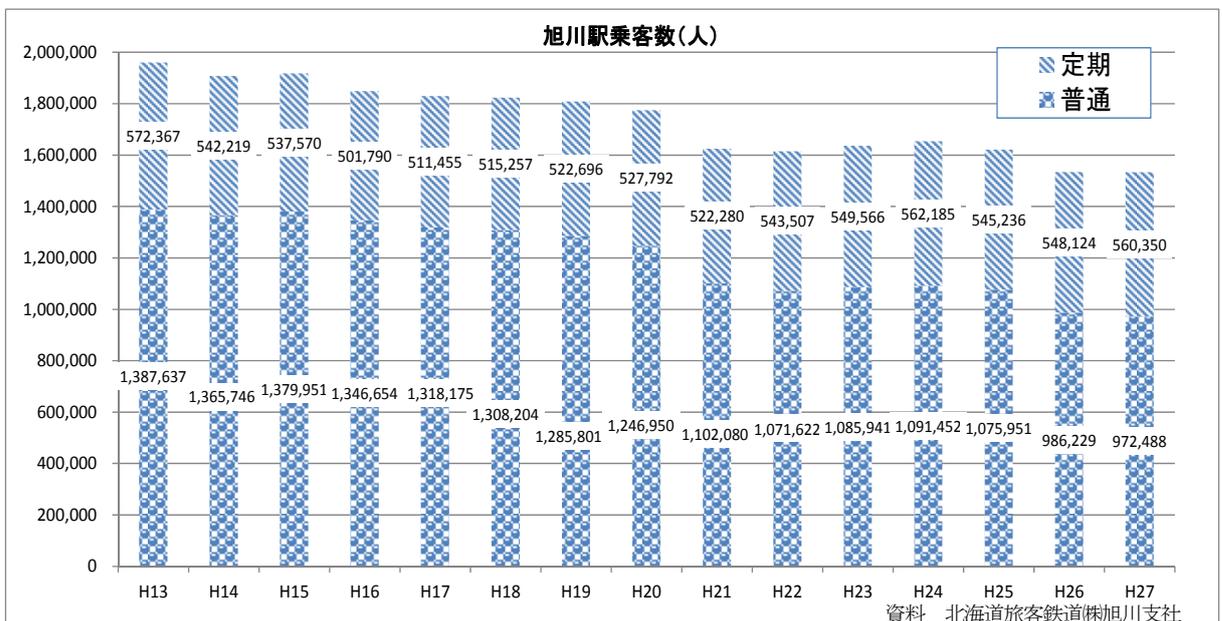
平和通買物公園の歩行者通行量調査では、昭和54年に1日当たり360,185人となっていましたが、平成元年には218,125人、平成15年には177,616人と減少傾向が続き、平成24年には101,121人まで減少しました。平成25年には136,141人まで回復しましたが、その後、11万人台で推移し、平成28年は111,664人となっています。

中心市街地への公共交通機関による来街に目を向けると、平成13年の旭川駅の乗客数が1,960,004人（普通1,387,637、定期572,367）でしたが、平成22年の1,615,129人（普通1,071,622、定期543,507）まで減少し、一旦増加に転じましたが、平成25年以降は再

び減少に転じ、平成 27 年には、1,532,838 人（普通 972,488，定期 560,350）となっており、定期券利用の乗客数に大きな変化がない一方で、普通乗車券利用者の乗客数が大幅に減少しています。



資料 旭川市中心市街地活性化協議会

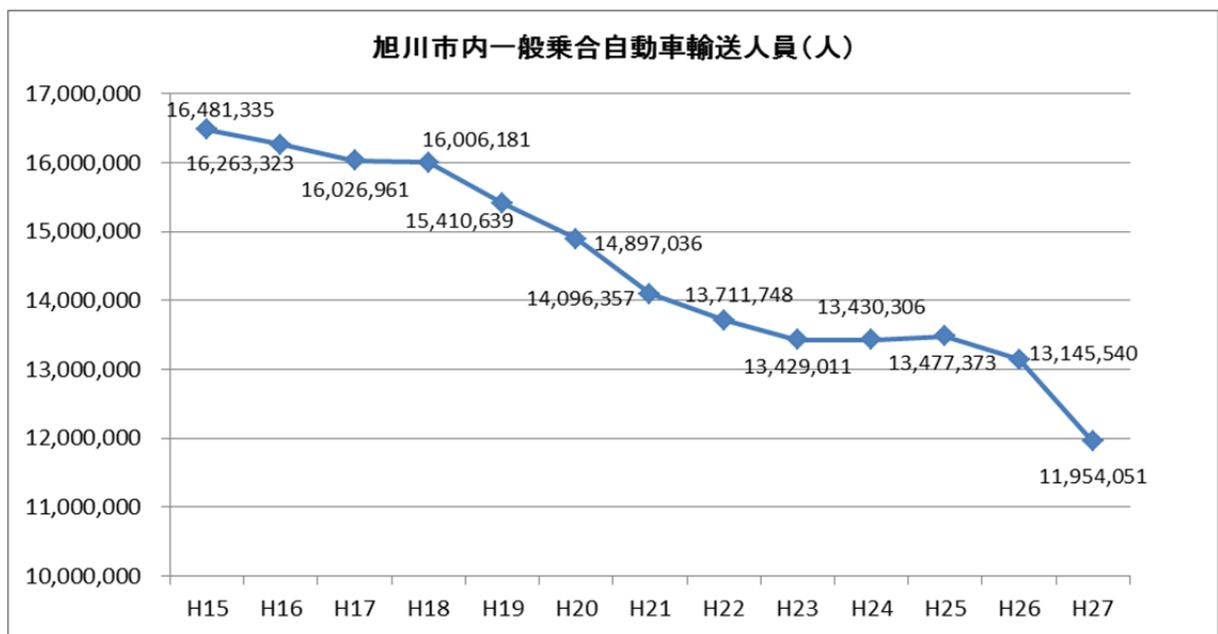


資料 北海道旅客鉄道(株)旭川支社

路線バスの利用状況を示している「旭川市内一般乗合自動車輸送人員」については、平成 15 年に 16,481,335 人でしたが、平成 24 年の 13,430,306 人まで減少し、平成 25 年には 13,477,373 人まで増加しましたが、その後また減少し、平成 27 年には 11,954,051 人となっています。バス路線は、旭川駅周辺部を中心に市内各方面に放射状に向かう路線が

形成されているため、市内全体の輸送人員の減少は、中心市街地への来街者数の減少と直結しています。

買物公園の歩行者通行量や公共交通機関の利用者数の減少が、商業面での中心市街地シェアが減少していることと相関関係がある一方で、延宿泊数や観光情報センター利用客数の増加が宿泊観光客の中心市街地回遊につながっていないことが伺えます。中心市街地の回遊につながる機能として、平成23年の旭川駅新駅舎の完成、平成26年の旭川駅前広場の完成、平成27年のあさひかわ北彩都ガーデンの完成などがあり、今後、これらの基盤の更なる有効活用を通じ、来街及び回遊促進につなげていくことが必要です。



資料 道北バス(株)・旭川電気軌道(株)

第2項 課題

これまでの背景及び現状を踏まえ、次の課題を抽出します。

来街者が増加していない背景には、「買物」、「外出」、「レジャー」などの目的地が、昔と違い、郊外や近隣自治体を含め多くの選択肢が提供されている状況にあり、中心市街地に行きたいという気持ちにならないことが課題として挙げられます。この結果として、歩行者通行量や来街頻度の減少という現状につながっていると考えられます。この課題に対

しては、来街したいという動機付けにつながる取組及び来街の必要をいかに作るかというアプローチが必要となります。

人を集める仕掛けとして、各地域でイベントを開催しており、イベント自体には、ある程度人が集まっている状況はあります。しかしながら、イベント出店者からは、必ずしも売上げに結びついていないという声も聞かれます。また、イベントに来た人が近くのお店に寄って買物をする頻度も減っているようです。こうした傾向は、財布のひもが固くなっているとよく言われますが、物質的にはある程度満たされていて、欲しいモノがないということが原因であるとも言われています。結果として、食べ物だけはよく売れるという状況になっています。このような現状を踏まえ、イベント来場者を沿道の路面店に誘導し、「モノ」ではなく「コト」を売る仕組み作りや、日常的な「コト消費」需要の取り込みやまちなかを日常的に活用する仕組み作りにより、滞在時間を長くする動機付けが必要です。

来街動機がない又は希薄な現状においては、公共交通機関の利用者数の減少に歯止めがかからず、路線や運行本数の維持が困難になりつつあります。交通結節機能を維持するためには、中心市街地への来街の動機付けが必要となります。

また、郊外の住居から仕事や買物等のために来街している現状から、住居自体をまちなかに移転する、まちなか居住の動機付けをすることが課題として挙げられます。現状のすう勢としては、市全域で人口が減少している一方、中心市街地の人口は微増しており、徐々に中心市街地に居住する人の割合が増えつつあります。バブル経済期には、地価が上昇し、取得できなかったような土地が現在では取得可能な地価まで下降していることにより、民間事業者による新規のマンション建築を初めとして、個人による一戸建て住宅の建築も見受けられます。このほか、空き家やマンション等の空き室の入居につながるような動機付けが必要となります。

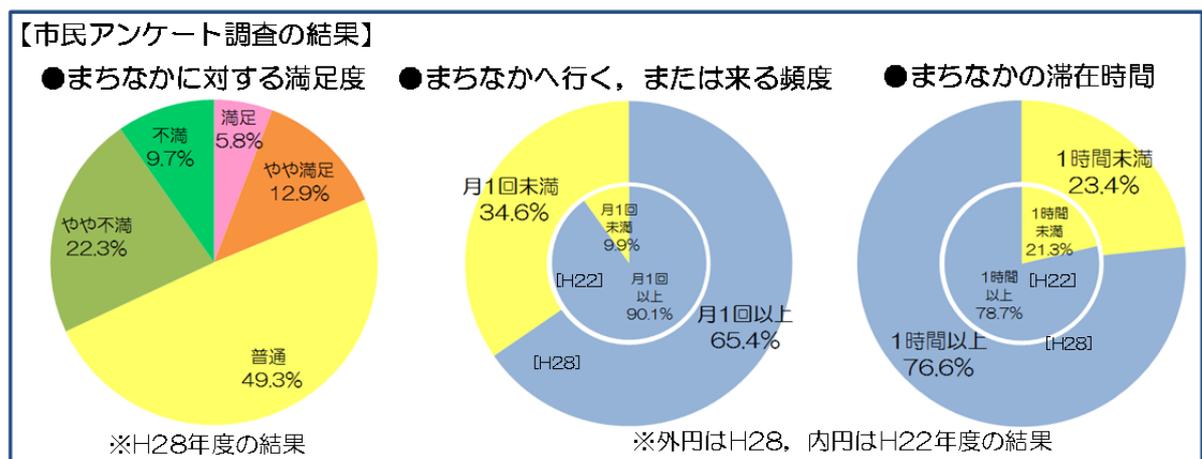
第3章 計画の基本的な考え方と推進体制

第1項 新たな計画策定の必要性

これまで2期17年間にわたり、中心市街地活性化基本計画に基づき、必要なハード整備及びイベント等のソフト事業を実施してきました。この結果、北彩都あさひかわ地区や常磐公園周辺等の整備が完了し、忠別川と線路によって分断されていた神楽地区がクリスタル橋及び氷点橋で結ばれたことにより、駅前へのアクセス性が向上しました。また、大規模イベントには市内外から多くの方が訪れるなど、まちなかの賑わいが創出されています。他方で、イベント開催期間以外の恒常的な来街者数は増加しておらず、中心市街地が活性化しているという実感につながっていない状況にあります。

(1) 平成28年度に実施したまちなかアンケートの結果

平成28年11月18日から平成29年3月24日にかけて、中心市街地についての意識や今後必要な取組、将来イメージなどについて調査を行いました。内容としては、フリーペーパー及び街頭でのアンケート調査約650件、商店街や事業者、学生などを対象としたアンケートによる2次調査約30件、商店街や事業者、学生等が参加した座談会を3回実施しました。



アンケートの結果から、まちなかに行く頻度が月1回未満の方の割合は、平成22年度

には9.9%でしたが、平成28年度には34.6%と3倍以上に増えていることがわかりました。また、平成28年度のまちなかに対する満足度は、「不満」と「やや不満」をあわせると32%となっており3分の1弱の方に不満があることがわかりました。「普通」と回答している割合が最も高く、49.3%となっており、この回答を無関心層が増加していると捉えるのか、そもそも中心市街地に今現在も来街する方は、自らの必要に応じて来街しており、十分に用は足りていると感じていて、可も不可もなく妥当であるという意味で普通と捉えているのか、真意を深掘りすることにより、次の行動の参考となる可能性があります。

【2次調査から出されたキーワード】

- ・民間レベルでの取組を盛り上げていかなければならない
- ・若者の視点での取組を支援し、将来のまちづくりに必要な人材を育てることが重要
- ・新たな知恵でまちや人などの資源を活用
- ・イベントに過度に依存しない日常の豊かな暮らしや人のつながりを重視した取組

2次調査の結果からは、「民間レベルでの取組を盛り上げていかなければならない」、「若者の視点での取組を支援し、将来のまちづくりに必要な人材を育てることが重要」、「新たな知恵でまちやひとなどの資源を活用する必要がある」、「イベントに過度に依存しない日常の豊かな暮らしや人のつながりを重視した取組が必要」などの意見がありました。

まちなか座談会では、「イベントの賑わいを一過性のものにとどまることなく、日常の賑わいにつなげる仕組みが必要」、「旭川独自の魅力を探し、発信・有効活用することが重要」、「自分たちの手で、やりたいこと、楽しいと思ったことをする」、「エリアの雰囲気づくりや活性化を個別の店舗が集まって考える」、「多様な価値観、世代を超えたつながりが可能な場所になると良い」という意見がありました。

(2) 中心市街地が担う重要な役割

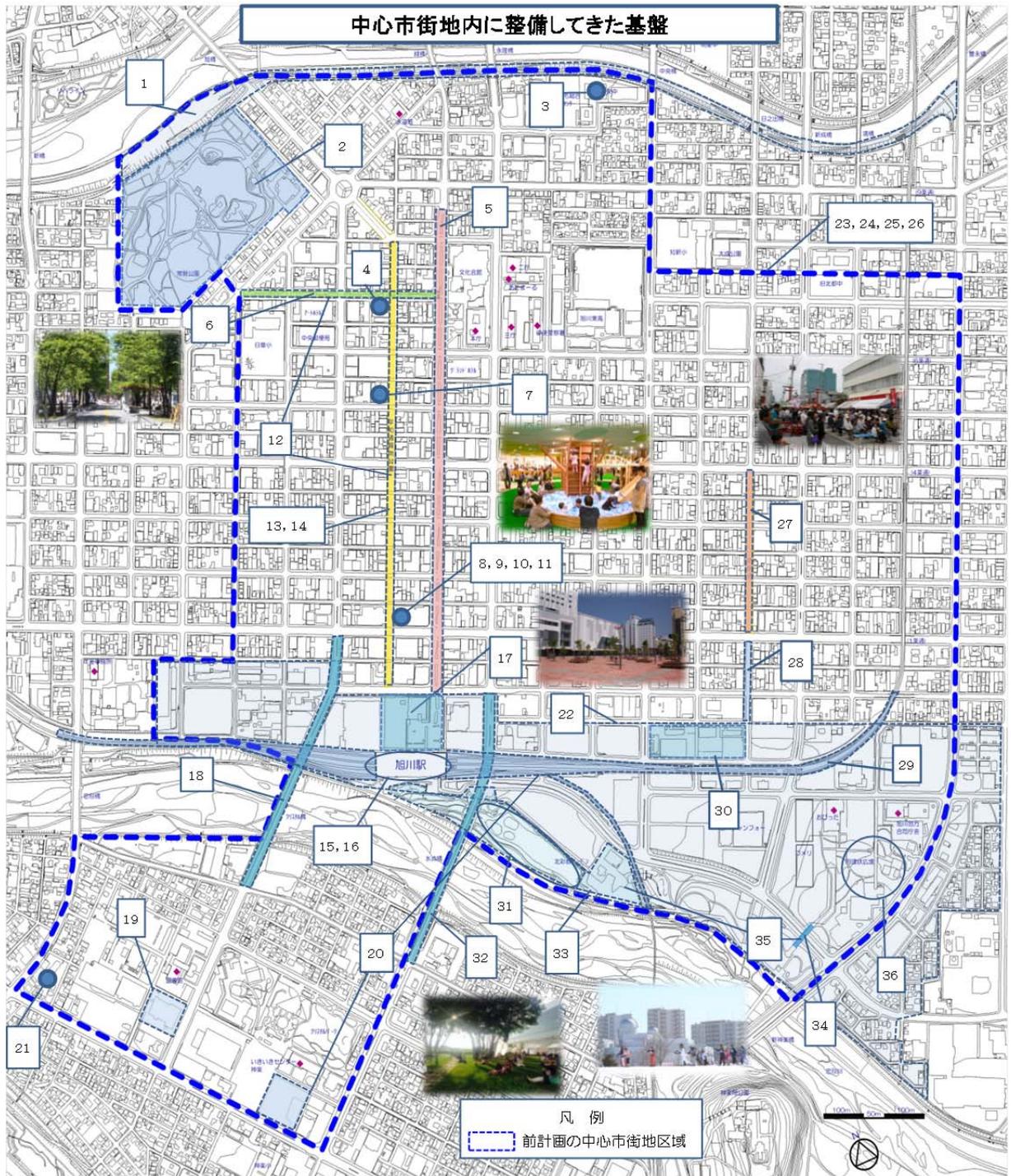
本市全体の賑わいについて、平成27年に実施した「旭川市民アンケート調査」の結果では、本市が活気と賑わいのあるまちだと思える市民の割合は21.7%にとどまっています。この割合を現在よりも高めていくためには、中心市街地における活気及び賑わいを高めることにより、その効果を全市に波及させることが必要です。

中心市街地は、商業機能だけではなく、重要な交通結節点であり、市民生活に直結する様々な都市機能を備えています。また、旭川市民の一体感やアイデンティティを象徴する中心的な役割を担う空間です。観光面においても、宿泊、飲食、情報入手や回遊の拠点等として都市機能が活用されています。例えば、来街の目的の一つとしての商業機能が極端に低下してしまった場合、来街者が更に減少し、交通結節機能等の都市機能を維持することが困難になり、やがて失われてしまいます。こうしたことから、中心市街地の活性化は、本市の都市構造の根幹である都市機能の維持という生活に直結する、全ての市民にとって重要なテーマであり、旭川市民のアイデンティティを象徴する空間として、今後も中心市街地を維持、活性化することが必要不可欠です。

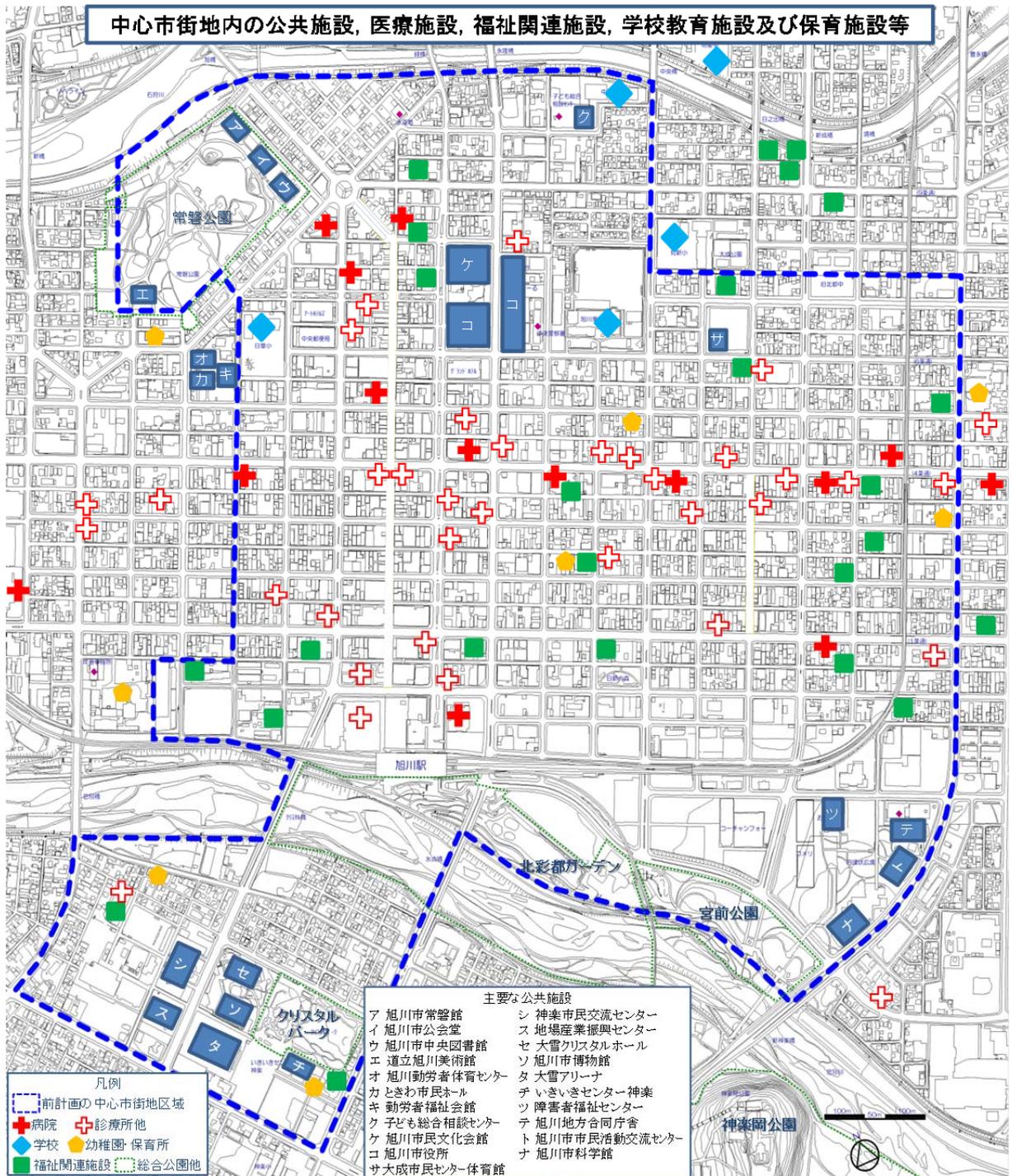
第2項 中心市街地内に集積されている各種基盤と機能

中心市街地には、長年にわたって集積されてきた様々な都市機能が備わっています。主要な公共施設等及び2期にわたる計画で整備してきた施設・仕組み等は次頁以降のとおりです。

このほかにも、中心市街地における居住のための集合住宅、ショッピングセンターやホームセンター、長年営業を続けている個店等を含めた商業施設、憩いの場としての公園、郊外や市外から中心市街地に向かう公共交通、業務機能等が集積されています。こうした基盤を活用した各種イベントには多くの来場者があり、賑わいが創出されています。他方で、イベントの賑わいが日常の賑わいにつながっていないということが課題となっていますので、今後は、旭川駅前広場等をはじめとしたイベントスペースの有効活用を進めるとともに恒常的な賑わいにつなげていくという観点から各種基盤を有効活用していくことが必要です。



番号	施設・仕組み等	内容及び機能
1	常磐公園に隣接した石狩川左岸・牛朱別川左岸	石狩川左岸にイベント開催可能な広場を整備、堤防の緩傾斜化により親水性が向上し、自転車・歩行者道の整備等により、常磐公園へのアクセス性が向上しました
2	公会堂・常磐公園	施設の改修、案内や誘導サインの整備、段差の解消等、公会堂や常磐公園周辺の整備により、利用者の利便性が高まり、買物公園などとの回遊性が向上しました
3	中央中学校	中心部の3中学校を統合し、教育環境を整えるとともに、教育関連用途等で施設の有効活用を図っています
4	まちなかぶんか小屋	買物公園の空き店舗を活用した「まちなかぶんか小屋」では、地元の映画愛好家や演劇団体などが映画、音楽、演劇などの上演を行っています
5	緑橋通	歩くことが楽しくなる景観や憩いの場ができるとともに安全性が向上しました
6	7条緑道	バリアフリー化、路面改修、ベンチや照明灯の整備、常磐公園など周辺施設への案内サイン設置等、快適な歩行者空間の整備により、周辺施設や買物公園への回遊性が向上しました
7	フードテラス、観光ワンストップサービス	フードテラス1階に集客施設を設置、2階には総合観光情報センターを整備運営するとともに、地場産品PR及び販売機能を導入し、観光ワンストップサービスを提供しています
8	もりもりパーク	こども向け屋内遊戯場ができ、多くの方に利用されています
9	シニア大学	高齢者が仲間と一緒に知識や経験を更にレベルアップさせる専用校舎ができました
10	自習スペース	学生向けの自習室、多目的に利用できる展示・交流スペースができました
11	市民相談窓口、国際交流	市民相談窓口では、市民の各種相談に対応し、外国人向け案内、交流スペースは、国際交流拠点として活用されています
12	オープンカフェ	夏季にパラソルやテーブル等を配置し、オープンカフェ空間を創出することにより、来街者が休むことができる、憩いの場となっています
13	平和通買物公園	買物公園の店舗前改修により街並みの統一感が生まれ、中央部を開放的空間として整備することでイベント開催・市民の活動の場ができました
14	まちゼミ	商店街のお店の方が講師となり、お店の専門性を生かした知識を教えたり、お店に関わる作品や料理作りなどのミニ講座を開催しています
15	JR旭川駅舎	観光情報センター、彫刻美術館ステーションギャラリーを整備し、観光客等に旭川の魅力を発信しています。また、広いコンコースは、地域産業の旭川家具を配置し、利用者の憩いの空間を提供するなど、活用の可能性が広がりました
16	観光レンタサイクル	観光客が手軽に中心部を観光できるようになりました
17	旭川駅前広場	イベント開催がしやすくなり、冬季のスケートリンクなど、年間を通じた活用の幅が広がりました。また、駐輪場、バス停タクシー乗降場等の整備によりアクセス性・回遊性が向上しました
18	昭和通・クリスタル橋	神楽地区と旭川駅前がつながり、市民や観光客の往来がしやすくなりました
19	道の駅あさひかわ	道の駅あさひかわに案内表示などを設置し、視認性と利便性を向上、フードコートや特産品販売機能を強化し、観光客等が利用しやすくなりました。また、観光客等の需要に対応するためWi-Fi環境を整備しました
20	観光バス駐車場	観光バス駐車場ができたことで、旭川駅前観光客の乗降を行い、バスが待てるようになりました
21	神楽優良建築物	「中心市街地共同住宅供給事業」の活用により、中心市街地において民間事業者が医療施設や購買施設等を併設又はこれと近接した共同住宅の建設を誘導し、一定の支援を実施し、まちなか居住の推進を図りました
22	区画整備による都市機能誘導とまちなか居住環境創出	道路・公園等の都市基盤施設等の整備、商業・業務等の都市機能の誘導を図り、既存都心部と一体となったまちなか居住をしやすい環境が整いました
23	案内表示板	公共・公益施設、観光施設、交通機関等に多言語対応（日本語、英語、中国語（北京、台湾）、韓国語標記）の案内サイン等を設置することで、外国人観光客を含む全ての来街者がまちなかを歩く際の利便性が向上しました
24	市内共通駐車券	ラクラクチケットを導入することで、自家用車による来街時の駐車料金の負担が軽減されるとともに加盟店での消費インセンティブにつながっています
25	歩行空間整備	誘導ブロックの設置、バリアフリー化やロードヒーティング、流雪溝の整備などにより、年間を通じて高齢者や子育て世代も歩行がしやすい環境を整備しています
26	彫刻	JR旭川駅舎内の彫刻美術館ステーションギャラリー以外にも、市内各所に彫刻を配置し、市民や観光客が彫刻を鑑賞することができます
27	銀座仲見世通	銀座仲見世通が統一感のある街並みになり、休憩場所等の整備により、歩きやすく、イベントの開催がしやすくなりました
28	14・15丁目横通線	あさひかわ北彩都ガーデンと銀座商店街を結ぶ道路をバリアフリー対応で整備し、安全・快適に移動可能になりました
29	鉄道高架	線路で分断されていた旭川駅裏が、鉄道高架によって、面的につながり、新たに整備された市民活動やこどもの学習施設等へのアクセス性が向上しました
30	市営住宅・子育て支援施設	市営住宅を整備する際に、子育て支援施設を併設するなど、子育て世代がまちなか居住しやすい環境ができました
31	大池	北彩都あさひかわ地区に隣接する忠別川の河川空間において、霞堤を活用し、流れのある忠別川と対照的に人々が親しみやすい穏やかな水面（大池、約1.8ha）を形成し、自然と都市が融合する空間を整備することで、市民や観光客の憩いの場ができました
32	永隆橋通・氷点橋	景観に配慮し安全で快適な都市環境ができるとともに神楽地区と旭川駅東側とのアクセス性が向上しました
33	あさひかわ北彩都ガーデン	旭川駅南側広場から大池南側で、市民協働のもと、ガーデンを造成し、まちなかのオアシスとして、市民・来街者の憩いの場になっています
34	南6条通歩道橋	宮前公園と北彩都あさひかわ地区が直結し、アクセス性が向上。冬は歩くスキーのコースに活用
35	歩くスキーコース	まちなかの自然を活かした歩くスキーコースの整備により、気軽に歩くスキーを楽しむことができます
36	円環状広場・COCODE	円環状広場や旭川市民活動交流センター（COCODE）の整備により、市民の憩いの場や都心部の市民活動の拠点ができました



第3項 新たな計画の目標・推進指針及び施策の方向

中心市街地が直面している現状と課題を解決するためには、市民自らの主体的取組により、集積された各種基盤と機能を有効活用し、まちなかの魅力を最大限発揮させながら、

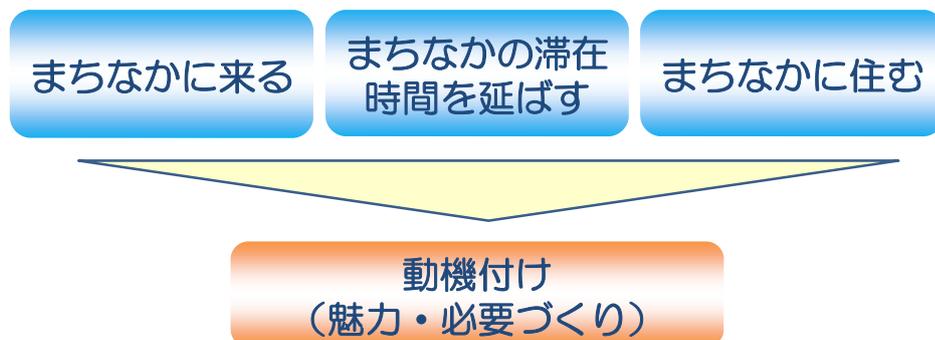
恒常的に市内外から多くの人が集まり、ゆったりと過ごすことができる空間づくりや、居住人口の増加を促していくことが重要です。このため、「まちなかに来る」、「まちなかの滞在時間を延ばす」、「まちなかに住む」といった3つの目標を設定し、「多様な主体が自ら考え行動する」という推進指針の下、各種取組を進めていきます。

「まちなかに来る」という目標に対しては、個店との連携等によるイベントの賑わいを日常につなげる仕組みづくりやコト消費を意識した機能の拡充、起業支援等を通じた空き店舗活用促進、情報提供の工夫等を通じた観光客をまちなかに誘導する仕組みづくり、モデルルート の提案等による交通結節機能を活かした来街促進などを進めます。

「まちなかの滞在時間を延ばす」という目標に対しては、起業支援や学習の場の情報提供等による仕事・生涯学習などの日常的な必要性づくりや需要の喚起、個店との連携等を通じた時間消費型の魅力づくり、点在する資源をつなぐ健康増進等意識した動線づくりや交通結節機能を活かした回遊性の向上などを進めます。

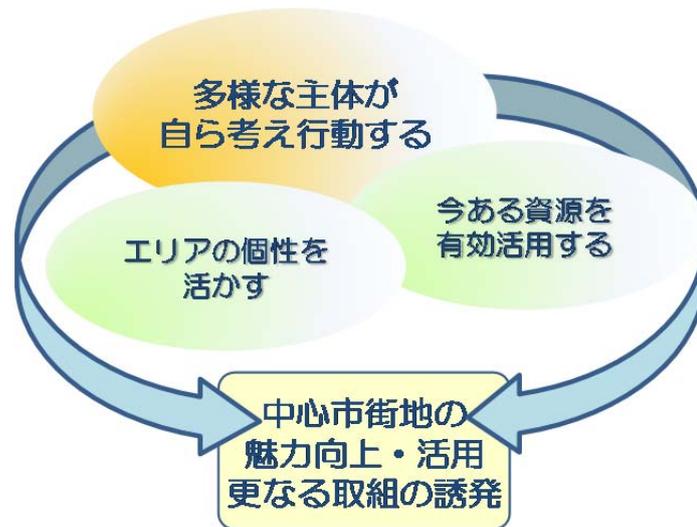
「まちなかに住む」という目標に対しては、快適な住環境の提供、リノベーション等による既存物件の利活用の促進、シェアハウス等による空き家の利活用、情報提供の工夫等を通じた移住・定住の促進や医療集積等を活かしたまちなか居住促進などを進めます。郊外に居住している市民の住み替えのほか、市民以外の移住を検討している方にとっても本市のまちなかが魅力あるものとしていきます。

計画の目標概念図



「多様な主体が自ら考え行動する」という推進指針に対しては、地域における活動の主体となる担い手が参画する機動的・主体的な取組の実施を通じて、エリアごとの個性やこれまで整備してきた基盤を活かしながら中心市街地の魅力向上・活用を進め、更なる主体的な取組を誘発し、賑わいの実績につながるよう進めます。このため、地域内における活動の主体である市民のみなさんとともに必要な体制づくりや人材育成を行います。

推進指針概念図



第4項 計画対象区域及びエリア設定

本市の都市計画マスタープランにおいて、中心市街地を、「北彩都あさひかわ地区、買物公園、銀座通周辺地区、神楽地区の一部を含む都心環状道路の内側」としています。本計画においても、都市計画マスタープランで示されている中心市街地の区域を基本としつつ、これまで整備してきた基盤を有効活用する計画とするため、前計画の対象区域と同じ382haを対象区域とします。

本計画では、「多様な主体が自ら考え行動する」という推進指針の下で3つの目標を実現するため、歴史的に商業や業務機能の中心となっている中心市街地内において、市民自らの手による中心市街地活性化に資する取組の芽が出始めている箇所をエリアとして設

定し、それぞれのエリアの特性や機能等を有機的に連携させ、その魅力を高めることで、中心市街地の活性化を目指します。当初は、①旭川駅前エリア、②平和通北エリア（4条以北及び7条緑道・ロータリー周辺）、③大成エリア（銀座仲見世通を中心軸としたエリア）の3エリアを設定します。各エリアの目指す方向及び計画テーマについては、各エリア内で活性化の取組の担い手として活躍している地域の方で構成する旭川市中心市街地活性化協議会企画推進分科会の委員による懇談を開催し、いただいた意見を基に設定しています。

旭川駅前エリアは、業務機能、交通結節機能、商業機能などが集中しており、「旭川の顔」として、国内外からの来訪者がまちなかを回遊する際の重要な拠点となっています。賑わいと憩いの両面を併せ持つ空間が特徴であり、



次世代を担う若者が、学び・楽しむことができる機能を有し、全ての来街者にとって期待感を高揚させ、交流を循環させていけるようなエリアを目指します。

平和通北エリアは、常磐公園周辺に、旭橋やロータリー等地域を象徴する施設があるほか、豊かな緑を活かして緑道ライフスタイルマップの作成等市民による手づくりの文化の発信が行われています。また、旭川ラーメン、塩ホル



ホルモン等のソウルフードのほか、新たな名物を目指す食があります。高齢者が憩え、若者がチャレンジでき、安心して子どもを連れて来ることができる、「旭川の文化と食」を感じることができるエリアを目指します。なお、旭川市新庁舎は、市役所の従来機能を向上

させながら、新たに「市民活動の支援」及び「旭川らしさの発信」の機能を付加することとしています。新庁舎の完成・供用開始後には、エリア内の新たな市民の活動拠点として有効活用されることが期待されます。

大成エリアは、銀座商店街など、歴史あるレトロな街並みが地域の魅力であり、下町情緒あふれる「昭和の旭川」を感じることができます。また、近年はカフェやゲストハウスの開設等若い力による新たな動きが出始めています。



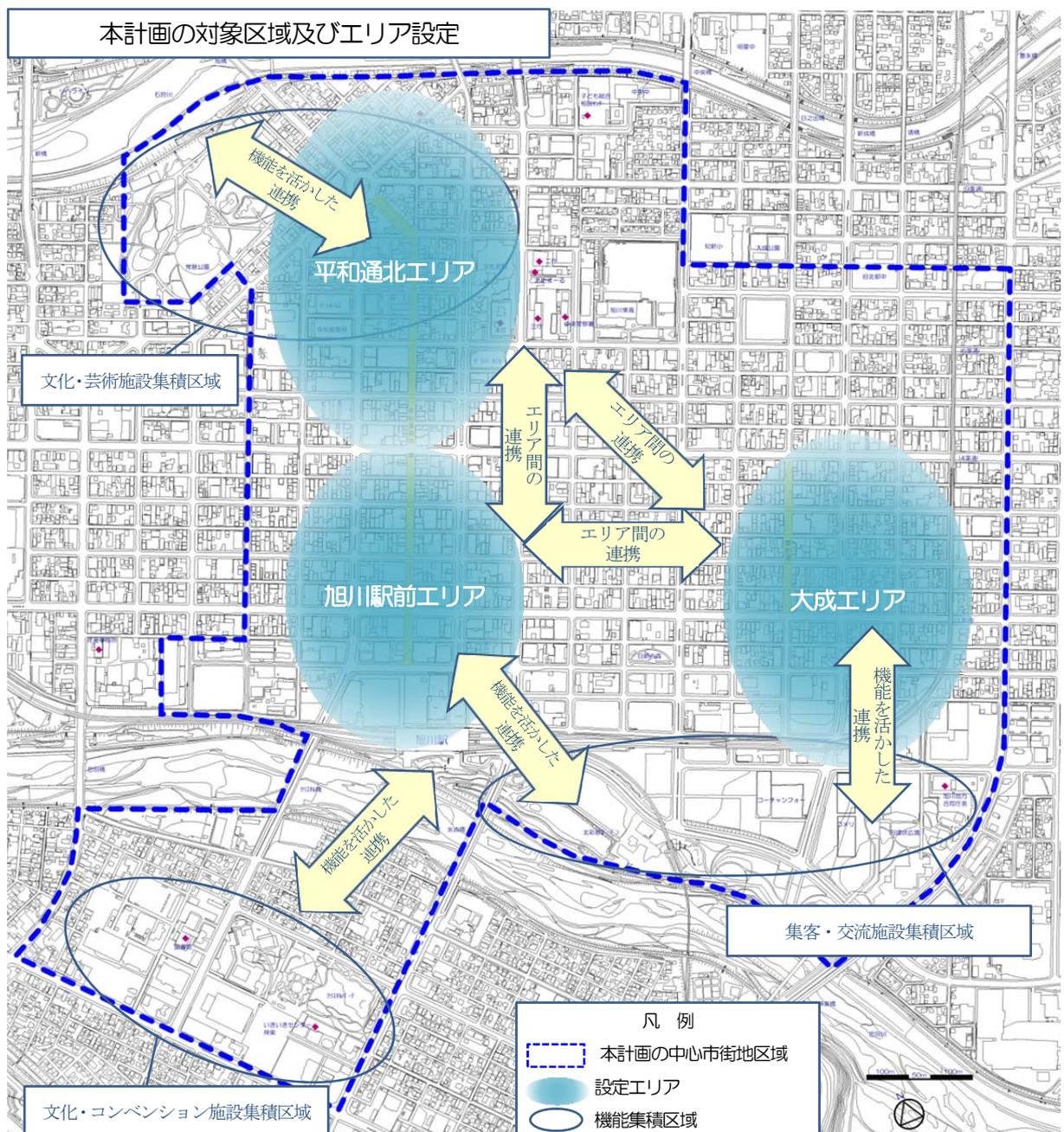
高齢者には懐かしく、若者には新鮮な、多世代が集い、つながり、笑顔になれる、旭川の中心市街地の古さと新しさが同居するエリアを目指します。

中心市街地全体としては、各エリアの「顔」、「文化と食」、「古さと新しさが同居する」等の個性をそれぞれ活かし合いながら一体となって、これまで整備してきた基盤や都会の中の豊かな自然環境、地域の食材、建築物、彫刻、木工・家具等の産業、デザイン、人材等を含めた今ある資源を有効活用することにより、新たな魅力を創出し、様々な世代や国内外を問わずまちなかに集う全ての人同士による交流を通じ、エリアの活力をまち全体に広げていきます。この際に、本市は道北全体の中心的な役割を担っているという圏域的な観点、現在の取組を通じて将来の世代に「まち」という財産を引き継いでいくという時間軸的な観点に立って取組を進めます。このため、各エリア内で活動する担い手を中心とした市民自らの手による取組を通じて、市民はもとより、観光客を含め全ての来街者にとって魅力的な中心市街地となるように本計画を推進します。

計画テーマ 「おもい つながる 育てよう まちなか」

なお、計画対象区域内であって、当初エリアとして設定していない部分については、こ

れまでに整備した基盤を有効活用するため、特徴的な都市機能が集積されている区域を機能集積区域として位置付け、設定エリアにおける各種取組と連携を図ります。機能集積区域としては、常磐公園周辺の「文化・芸術施設集積区域」、神楽地区の「文化・コンベンション施設集積区域」、北彩都あさひかわ地区の「集客・交流施設集積区域」の3区域を設定します。また、本計画対象区域内で、市民による新たな取組が芽生えてきた箇所については、随時エリアとして追加していきます。



第5項 計画の推進体制及び事業に関する考え方

(1) 計画の推進体制

第1期の計画を推進するため、平成12年3月に、市が旭川商工会議所をタウンマネジメント機関(TMO)として認定し、平成15年には、まちづくり会社が設立され、中心市街地における各種事業の実施及び調整体制が整備されました。

この間、5条通7丁目の空き地活用のため、フードテラスが開設されましたが、平成21年7月には丸井今井旭川店が閉店するなど、新たな課題が生じ、中心市街地活性化に向けた体制強化が必要になりました。

このような中、平成18年に改正された中心市街地活性化法に基づく国の認定を受けた計画とすることにより事業の実行性を高めるため、平成21年7月に旭川市中心市街地活性化協議会を設置し、新たな計画の策定及び推進の動きが始まりました。

平成23年3月に策定した認定計画では、TMO再編によるタウンマネジメント機能強化が事業として位置付けられ、各種事業の推進を担う、まちなかマネジメント協議会(平成24年3月設置)、まちなか交通協議会(平成23年5月設置)、まちなか居住協議会(平成25年3月設置)の合議体として平成25年3月に新TMO体制が整いました。

平成25年6月には、イオンモール旭川駅前の進出に対応するため、中心市街地活性化協議会の下部組織として、商業活性化分科会が設置されました。

これまで2期17年にわたる計画によって、市民が活動するための基盤が整備され、徐々に自主的な活動の芽が出てきています。このため、本計画では、「多様な主体が自ら考え行動する」という推進指針の下、施策を推進します。計画の推進に当たり、関係団体間の情報共有及び意思決定については、これまで同様に、関係団体及びオブザーバーにより構成する旭川市中心市街地活性化協議会において行うほか、同協議会に設置された、地域における主体的な取組の担い手となる実務者級で構成する企画推進分科会において、事業提

案を行い、事業の実施を含めて取り組む体制とします。同分科会による事業提案及び実施に当たっては、分科会委員を中心として各エリアにおける活動の主体となる市民による積極的な参画を促し、関係主体間の連携及び協働により賑わいの実績を積みあげ、活性化の実感につなげていきます。

なお、TMO 体制については効率的な運営となるよう見直しを図っていきます。

(2) 事業に関する考え方

本計画は、中心市街地の活性化を市民のみなさんが実感できるようになることを目的としています。個別の事業は、目的達成のために実施するものであり、市民自らの主体的な取組を機動的かつ効果的に進めるため、計画自体には個別事業の位置付けを行わず、年度ごとに事業計画を作成します。

事業実施に当たっては、官民でこれまで様々な事業を実施してきていますが、集客効果の大きいイベント等については、日常の賑わいにつなげる工夫を行いながら実施に努めます。この際に、これまで中心市街地内に整備してきた基盤等を有効活用するという視点を持って進めていきます。また、中心市街地の活性化に資する市民の手による取組の芽が一部に出てきていることから、市民の取組に着目し、連携や磨き上げにより新たな効果を誘発することを目的として、企画推進分科会提案による事業を実施します。

第6項 計画期間、進行管理及び指標の設定

本計画の計画期間は始期を平成 29 年度中、終期を第 8 次旭川市総合計画と同じ平成 40 年 3 月のおおむね 10 年間とします。計画の推進に際し、目標を定め、PDCA サイクルにより、施策の見直しを図りながら次の行動につなげていきます。施策実施の効果が現れるまでは、ある程度の期間が必要であることに加え、統計データの作成時期も毎年から数年間隔と異なることから、本計画においては、5 年を目処にフォローアップを実施し、選択と集中により、次年度以降の事業計画に反映するなど効果的な推進を図ります。

本計画では、中心市街地全体やエリアごとのイメージの実現を目指し、地域や商店街、事業者などが進める主体的な取組を効果的に成果や実感につなげるため、その目標達成度の把握及び評価のほか、取組の妥当性や効果を判断する基準として活用することを目的として指標設定を行います。

計画の進行管理を行うに当たり、PDCA サイクルによる評価を行い、次の行動につなげることをしていますが、個別の事業についても、事業実施主体が PDCA サイクルによる評価を行うことで、計画全体の目標達成に向けた取組を効果的に推進します。

(1) 指標設定に際しての考え方

① 定量的指標と定性的指標

取組の妥当性や効果を総合的に判断するため、絶対値や変化率等の定量的な指標と、来街者や地域、商店街などの意識や感覚の変化、満足度など定性的な指標を組み合わせ設定します。

② 絶対的数値と相対的数値

更なる少子高齢化の進展を見据えた場合、量的拡大を目指すことは困難であると見込まれるため、定量的な指標については、絶対的な数値だけではなく、市全体における中心市街地の割合といった相対的な数値を取り入れます。

③ 既存数値の活用と独自数値の採用

評価を効率的に実施するため、指標は、可能な限り、国や道、市などが定例的に実施する既存の統計やアンケート調査の活用を基本としながら、より具体的に本市の実情を把握する必要がある場合などは独自調査による指標の活用を検討します。

④ 複数又は重層的な指標群の形成

指標によって、日単位から年単位まで取得できる周期が異なること、調査期間が短い場合や調査対象が狭い場合では、調査時の天候や時期、対象の属性などの影響を受けやすいことから、指標は複数又は重層的に構成します。

(2) 指標群の構成

指標群は次のとおりの構成とします。

評価基準（目標値）は、原則として、増加傾向の指標については直近の増加率から算出した「すう勢値」とし、減少傾向の指標については「維持」を目標とします。また、第8次旭川市総合計画で成果指標、評価指標として位置付けているものは、その目標を評価基準とします。

なお、各指標の状況や社会情勢等を踏まえ、総合的に評価します。

目 標	総合指標	個別指標				
まちなかに来る	●旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合（全市）	●中心部の歩行者数	・従業者数(中央地区・大成地区) シェア	・主要施設利用者数	主要イベント動員数	●観光客宿泊延数
まちなかの滞在時間を延ばす		・中心市街地の滞在時間				
まちなかに住む		◆中心部の居住人口	暮らしやすさ(中央地区・新旭川地区)			

上表中、「●」は第8次旭川市総合計画において成果指標、「◆」は評価指標に位置付けているもの。

本計画では、市民のみなさんに中心市街地の活性化を実感していただくことを重要な目的としているため、平成27年度に21.7%であった「旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合」を平成34年度に27%、平成39年度に32%とすることを総合指標として設定します。

まちなかに来るという目標に対しては、中心部の歩行者数、従業者数（中央地区・大成地区）シェア、主要施設利用者数、主要イベント動員数、観光客宿泊延数を個別指標として設定します。

まちなかの滞在時間を延ばすという目標に対しては、中心市街地の滞在時間、従業者数（中央地区・大成地区）シェア、主要施設利用者数、主要イベント動員数、観光客宿泊延数を個別指標として設定します。

まちなかに住むという目標に対しては、中心部の居住人口、暮らしやすさ（中央地区・

新旭川地区) を個別指標として設定します。

個別事業の進行管理に当たっては、詳細の掘り下げ、アクセス性や他都市との比較など異なる角度からの評価等、必要に応じて補完的な指標の活用も検討します。

第4章 本市が策定する他の計画との関係

第8次旭川市総合計画との整合

本市では、平成28年1月に「第8次旭川市総合計画」を策定しました。その中で、目指す都市像を「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」とし、その都市像の実現のための5つの基本目標のうち、「基本目標3 活力と賑わいにあふれ、経済が力強く発展するまちを目指します」において、中心市街地について次のように示しています。

基本政策7 温かなまちの賑わいと国内外との多様な交流の創出

中心市街地や各地域の個性を生かし、人が集い、感動につながる取組を進めるとともに、交通機能などの充実を図り、まち全体の魅力を高めます。

こうした魅力を広く発信し、新たな人の流れを作り出し、まちが人を呼ぶ温かな賑わいづくりを進めます。

また、拠点機能の強化や広域連携による観光振興などに取り組み、多様な交流を世界に広げ、本市はもとより北北海道全体の活性化を図ります。

また、都市構造の方向性の中で、都市と自然が調和した本市の特徴を生かし、市民と行政などが共に地域の魅力を高めながら、持続可能な都市づくりを進めていくための方向性を次のとおり示しています。

中心市街地では、北彩都あさひかわと駅南北との機能連携や回遊性の向上などにより賑わいを創出するとともに、各地域が持つ個性を生かした活動の促進や市内外の効率的な交通ネットワークの充実などに取り組み、まち全体の魅力と利便性の向上を図ります。

旭川市都市計画マスタープランとの整合

平成29年2月に改定された「旭川市都市計画マスタープラン」では、都市整備の目標を「持続可能で安心快適なまちづくり」とし、将来を見据えた都市機能を維持しつつ、誰

もが安心して快適な生活環境の形成を目指すこととしています。将来の都市構造の骨格的な土地利用区分の中で、中心市街地について次のように示しています。

北彩都あさひかわ地区，買物公園，銀座通周辺地区，神楽地区の一部を含む都市環状道路の内側に，北北海道の広域拠点にふさわしい行政，商業，医療，福祉，文化，業務などの拠点的な都市機能を集積します。

地域別構想では，中央地域の地域づくりの目標の中で次のように示しています。

都市機能の充実と新たな機能の導入による中心市街地づくり

JR 旭川駅，買物公園など旭川のシンボリックな空間や中枢的な機能の集積を生かし，既存の都市機能の充実と新たな機能を導入しながら，これらが連携した，旭川の顔となる中心市街地づくりを進めます。

また，中央地域の地域づくりの基本方針の中で次のように示しています。

土地利用の方針

中心市街地における低・未利用地を有効活用しながら，行政，商業のみならず，医療，福祉，文化，業務や居住など北北海道の拠点都市にふさわしい広域的で高次の都市機能の集積を誘導し，旭川の新たな魅力となる都市空間を創出します。

買物公園や銀座通など中心商店街地区における市街地や店舗の再整備，低・未利用地の有効活用を進めるとともに，商業，サービス，娯楽，レクリエーションなどの機能強化や，回遊性の向上，各種イベントの実施など，市民をはじめ観光客が集うにぎやかな中心市街地を創出します。

土地の高度利用に合わせた良好な住環境を創出し，まちなか居住を促進することで，中心市街地のにぎわいを高めます。

都市交通整備の方針

JR 旭川駅付近における鉄道やバス，自動車，自転車による交通結節機能を強化し，交通の利便性向上に取り組みます。

都市環境整備の方針

北彩都あさひかわ地区は、忠別川の豊かな自然環境と調和した親水性の高い空間として維持管理し、都心のオアシスとして市民に親しまれる交流空間を創出します。

総合公園である常磐公園では、利便性や快適性を高めるための取組を進めます。

地域になじみのある樹種の植栽により、買物公園や銀座通などにつながる並木道のネットワーク化を進めます。

北彩都あさひかわ地区には、忠別川の豊かな自然環境と周辺の緑地が連携した都心部にふさわしいガーデンの環境整備を進めます。

旭川のシンボルである買物公園周辺には、旭川の特徴を表現する空間として、建築物や屋外広告物などのデザインのルールに基づき、にぎわいの感じられる商業地景観の形成を誘導します。

北彩都あさひかわ地区は、地区計画や景観計画重点区域の指定により、建築物や植栽、屋外広告物などに関する方針に基づき、水と緑が調和した都心景観の形成を誘導します。

南地域の地域づくりの目標では、次のとおり示しています。

都市機能の導入と中央地域との連携強化による中心市街地づくり

全市的な文化施設などの都市機能の充実に取り組み、中央地域と合わせて旭川の都市的な魅力を高めるとともに、中央地域と連携した中心市街地づくりを進めます。

また、南地域の地域づくりの基本方針の中で次のとおり示しています。

土地利用の方針

大雪クリスタルホールや大雪アリーナなど全市的な文化施設が立地する地区では、中央地域につながる中心市街地として、都市機能の充実により、旭川の新たな魅力となる都市空間を創出します。また、まちなか居住を促進し、中心市街地のにぎわいを高めるため、土地の高度利用に合わせた良好な住環境を創出します。

立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画との整合

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。中心市街地活性化を目的とする本計画は、都市計画マスタープランと整合するため、立地適正化計画につい

でも整合を図ります。また、地域公共交通網形成計画についても、中心市街地は、重要な交通結節点として整合を図ります。

第5章 計画の策定経緯

1 旭川市中心市街地活性化協議会企画推進分科会におけるエリアイメージの懇談

中心市街地内にこれまで整備されてきた基盤等を有効活用し、市民が主体的に中心市街地活性化に資する取組を推進するため、中心市街地で活性化の取組を企画・推進する担い手により構成する旭川市中心市街地活性化協議会企画推進分科会においてエリアイメージに関する懇談を実施しました。

旭川市中心市街地活性化協議会 企画推進分科会 メンバー

(所属等)	(氏名)
中央市民委員会	佐々木 裕一郎
大成市民委員会	大蔵 謙造
旭川平和通商店街振興組合	加藤 健太
緑橋ビル商店街振興組合 副理事長	三輪 由里子
旭川銀座商店街振興組合	野々村 雅人
三和・緑道商店会	齊藤 琴乃
ロータリー商店会 事務局長	樋口 一枝
一般社団法人旭川青年会議所 理事長	海老子川 雄介
一般社団法人旭川観光コンベンション協会	有馬 準
旭川商工会議所 産業支援部 経営支援課 (事務局)	中田 崇太
旭川市 総合政策部 政策調整課	狩野 大助
旭川市 地域振興部 地域振興課 (事務局)	渡部 成人 小原 弘慎
旭川市 経済観光部 経済交流課	坂本 竜太
旭川市 建築部 建築総務課	長井 真志
旭川市 土木部 土木総務課 計画係	秋保 秀二郎
旭川市 社会教育部 社会教育課	奥山 祐美子



2 中心市街地活性化基本計画策定庁内検討会議

中心市街地活性化に係る計画を策定するため、旭川市庁議規則（昭和 50 年旭川市規則第 54 号）第 5 条第 1 項に規定する部会として、中心市街地活性化基本計画策定庁内検討会議を平成 29 年 5 月 26 日に設置し、検討を進めました。構成は、副市長を座長とし、総合政策部長、地域振興部長、経済観光部長、建築部長、土木部長、社会教育部長を委員としております。

3 旭川市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 29 年 11 月 13 日に旭川市中心市街地活性化協議会会長及び企画推進分科会委員が来庁し、市長に対し中心市街地活性化に関する法律第 15 条第 9 項に基づく意見書を提出しました。



平成29年11月13日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市中心市街地活性化協議会
会長 新谷 龍一郎



旭川市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書の提出

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、旭川市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

記

旭川市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

旭川市の中心市街地は、商業、業務、芸術、文化、交通結節、行政などの都市機能が集積するまちの中心として重要な役割を担い、長年にわたり本市の発展を支えてきました。

しかしながら、郊外での居住や大型集客施設の展開などが進み、買物、外出などの目的地の選択肢が増加するにつれて、中心市街地の賑わいが失われていきました。

このような状況に対し、旭川市において旭川市中心市街地活性化基本計画を策定し、平成12年以降、2期17年間にわたり、各種事業を実施し、活性化に必要な各種基盤を整備してきました。

この結果、買物公園、銀座仲見世通、旭川駅前広場などはイベントを開催しやすい空間として整備され、北彩都あさひかわ地区、常磐公園周辺、7条緑道などでは、市民の憩いの空間が創出されました。また、各種イベントには、市内外から多くの来場者があり、賑わいが創出されています。

他方で、イベント開催期間以外の日常的な賑わいの面で課題が感じられます。また、平成28年9月末には、西武旭川店が閉店し、その跡地活用も決定していないなど、新たな課題も生じています。

これまでの背景・課題などを踏まえ、今般、新たな旭川市中心市街地活性化基本計画（案）が提案されましたが、本計画の推進により、中心市街地の活性化が図られ、市全域のみならず道北地域に効果が波及することを期待しております。

本協議会では、旭川市中心市街地活性化基本計画（案）に意見提出を行うため、中心市街地活性化を本市全体の重要課題として捉え、次世代に誇りをもって引き継げるまちづくりを目指し協議を重ねてきました。

その結果としての意見を以下のとおり提出いたします。

1 中心市街地活性化の目標及び推進指針について

まちなかに来る人を増やす、まちなかの滞在時間を延ばす、まちなかに住む人を増やすという3つの目標に対する動機付けを通じて活性化を目指すことは妥当であります。指標についても、各種データを収集・分析し設定されたものであり、活性化の状況を客観的に把握する上で適切であると考えております。また、計画の推進に当たり、多様な主体が自ら考え行動するという推進指針についても妥当であります。

2 中心市街地のエリア設定について

歴史的に商業及び業務機能の中心的な区域内において、市民自らの活性化につながる自主的な取組が見られる3エリアを当初のエリアとして設定することは妥当であります。当初はエリアとして設定していない箇所についても、これまで整備・蓄積されてきた基盤を有効活用すると

ともに新たな取組が芽生えてきた箇所については、エリアとして設定し、連携・協働により効果的に取組を推進するよう要望します。

なお、平和通買物公園、銀座仲見世通及び旭川駅前広場は、市民の要望により各種イベントを開催しやすい空間として整備されましたので、日常の賑わいにつなげる視点をもって更なるイベント活用を行うよう要望します。

3 中心市街地活性化の推進体制について

本協議会において、関係団体間の情報共有を行い、必要な意思決定を行います。また、本協議会の企画推進分科会委員が中心となって、事業の提案及び実施を行います。この際に、各エリア内の市民、各種団体等、中心市街地の活性化のために多様な主体の連携・協働により取組を進めてまいります。

4 その他

本協議会として、上記のとおり意見を提出しますが、旭川市中心市街地活性化基本計画の実施に当たっては、計画内容について広く市民に周知し、市民の意見を取り入れながら、また、関係機関・団体が一丸となって、計画の目標達成に資する取組を推進することを要望いたします。

本協議会は、旭川市中心市街地活性化基本計画を推進するため、必要に応じて調査や協議等を行い、関係機関・団体との連携を密にしながら中心市街地の活性化に努めてまいります。

以上

4 主な策定経過

開催日	会議等	内容
平成29年5月26日	5月定例庁議	中心市街地活性化基本計画策定庁内検討会議（以下、「庁内検討会議」という。）設置
平成29年5月26日	中心市街地活性化協議会	次期計画策定及び手順について報告，企画推進分科会設置
平成29年6月6日	第1回庁内検討会議	課題整理，計画骨子案・組織検討
平成29年6月19日	第1回企画推進分科会	エリアイメージに関する懇談①
平成29年7月4日	第2回企画推進分科会	エリアイメージに関する懇談②
平成29年7月5日	第2回庁内検討会議	懇談会報告，修正骨子案・組織・指標検討
平成29年7月12日	第3回企画推進分科会	エリアイメージに関する懇談③
平成29年7月24日	第3回庁内検討会議	骨子案了承，指標検討，計画素案提示
平成29年8月8日～16日	第4回庁内検討会議（回議）	計画素案了承，意見提出手続・今後のスケジュール報告
平成29年8月22日～9月22日	計画素案の意見提出手続（パブリックコメント）	14人から29件の意見提出
平成29年8月25日	8月定例庁議	計画策定状況報告
平成29年10月13日～19日	第5回庁内検討会議（書面会議）	意見提出手続結果報告，計画案了承
平成29年10月26日	10月定例庁議	意見提出手続結果報告，計画案決定
平成29年11月13日	中心市街地活性化協議会から意見提出	中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項に基づく意見書提出
平成29年11月17日	第6回庁内検討会議	旭川市中心市街地活性化基本計画了承
平成29年12月1日	12月定例庁議	旭川市中心市街地活性化基本計画決定

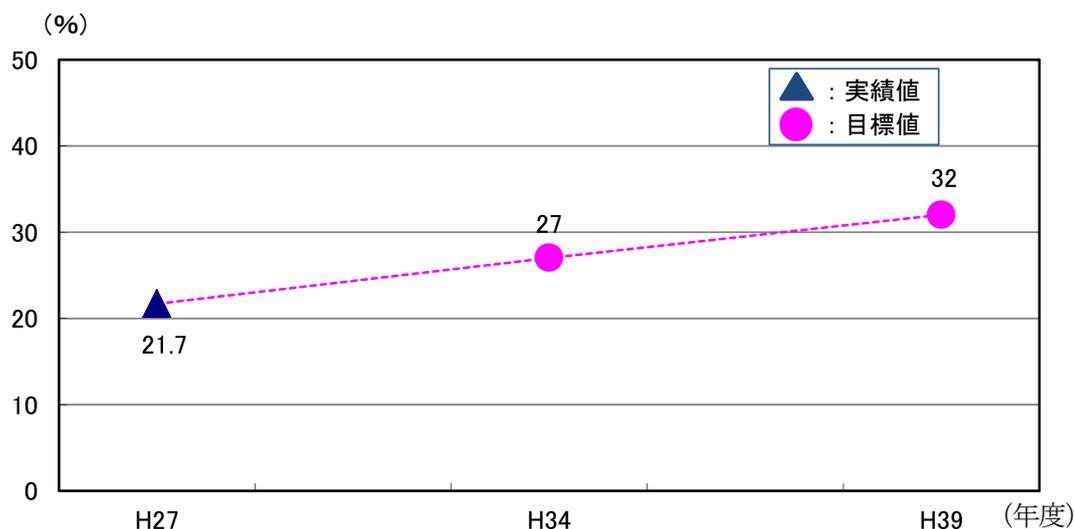
資料編

指標と目標値について

●総合指標

旭川市は活気と賑わいのあるまちだと思ふ市民の割合

平成 39 年度は，第 8 次旭川市総合計画と同じ目標値とし，平成 34 年度は増加率により算出した目標値とします。

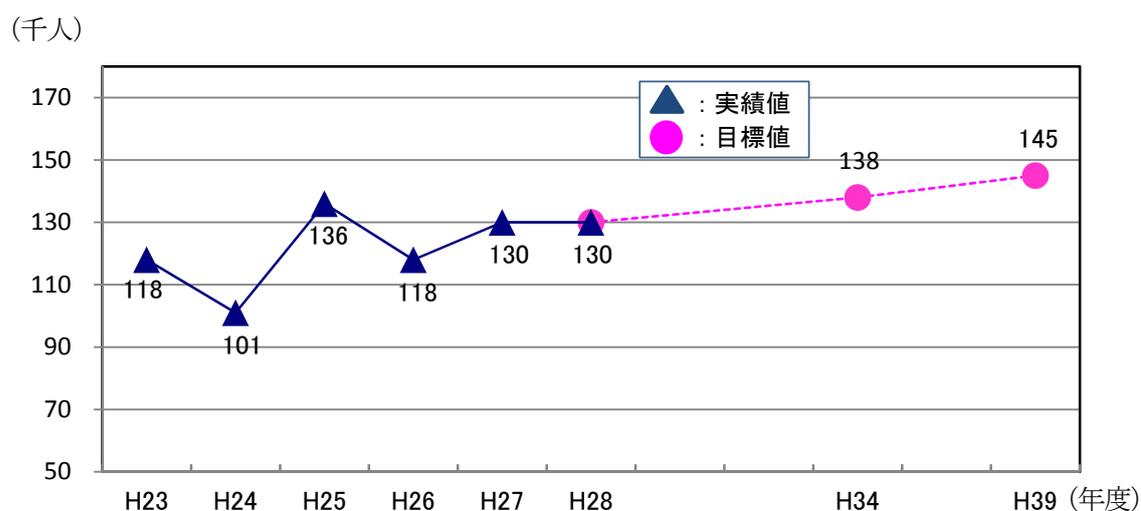


資料：旭川市総合政策部（市民アンケート調査）

●個別指標 「まちなかに来る」

- ・中心部の歩行者数

平成 39 年度は，第 8 次旭川市総合計画と同じ目標値とし，平成 34 年度は増加率により算出した目標値とします。



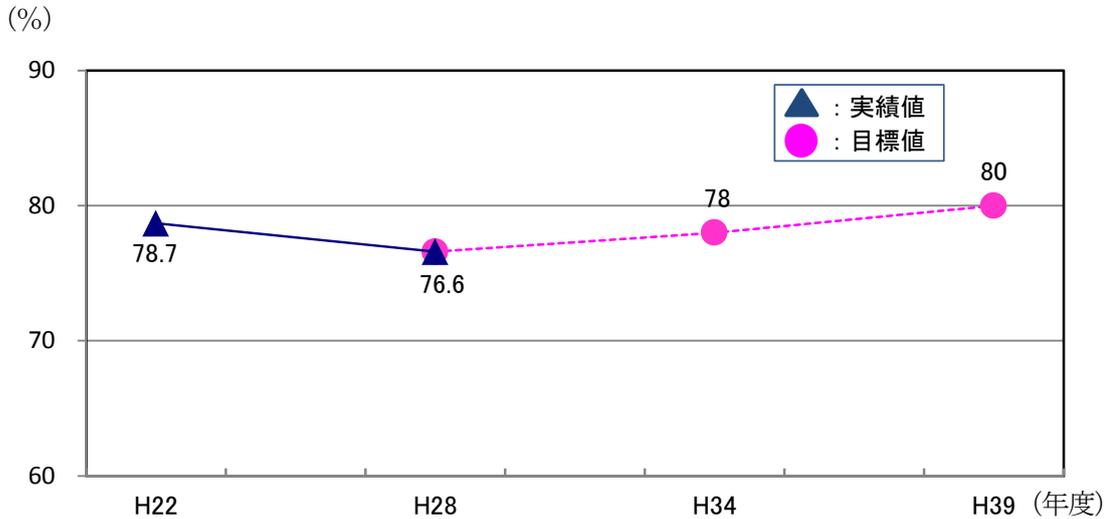
資料：旭川市地域振興部

※ H26 年度までは 11 地点，H27 年度以降は 12 地点の合計値

●個別指標 「まちなかの滞在時間を延ばす」

・中心市街地の滞在時間

市民の7割以上が中心部の滞在時間が1時間以上と回答しているので、その割合が増加する目標値とします。



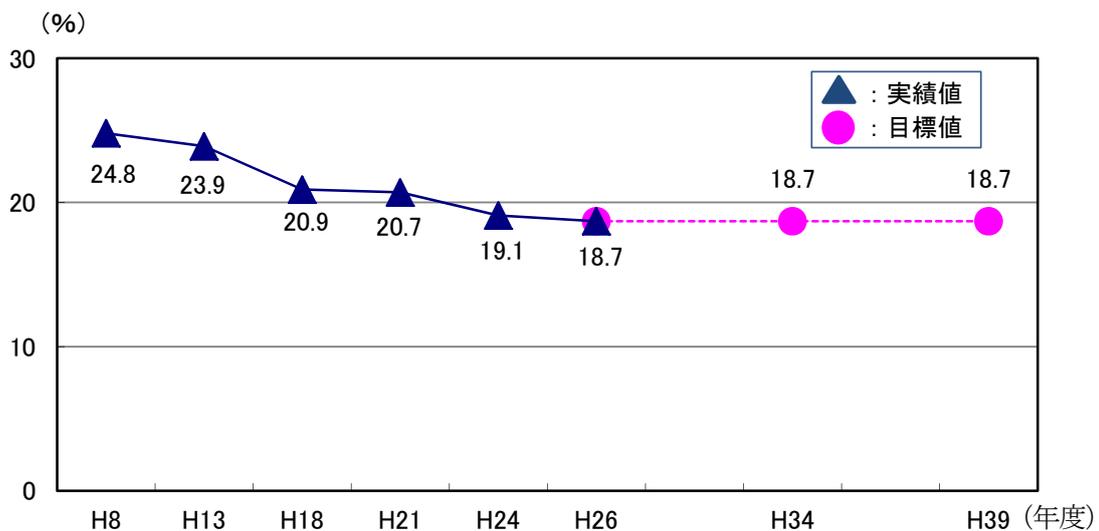
資料：旭川市地域振興部

※ 滞在時間が1時間以上の人の割合（アンケート調査結果）

●個別指標 「まちなかに来る」、「まちなかの滞在時間を延ばす」

・従業者数（中央地区・大成地区）シェア

従業者数の中心部シェアは減少傾向にあるので、減少傾向に歯止めをかけ、現状を維持する目標値とします。

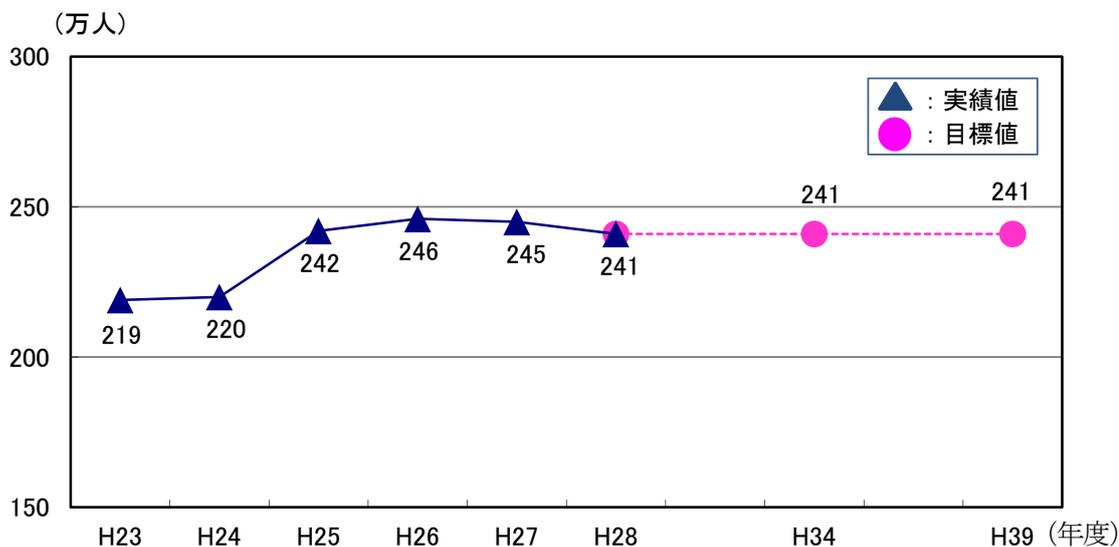


資料：旭川市総務部（事業所・企業統計及び経済センサス）

※ 全市に占める中央地区・大成地区の割合

・主要施設利用者数

主要施設利用者数は、平成26年度以降減少傾向にあるので、減少傾向に歯止めをかけ、現状を維持する目標値とします。

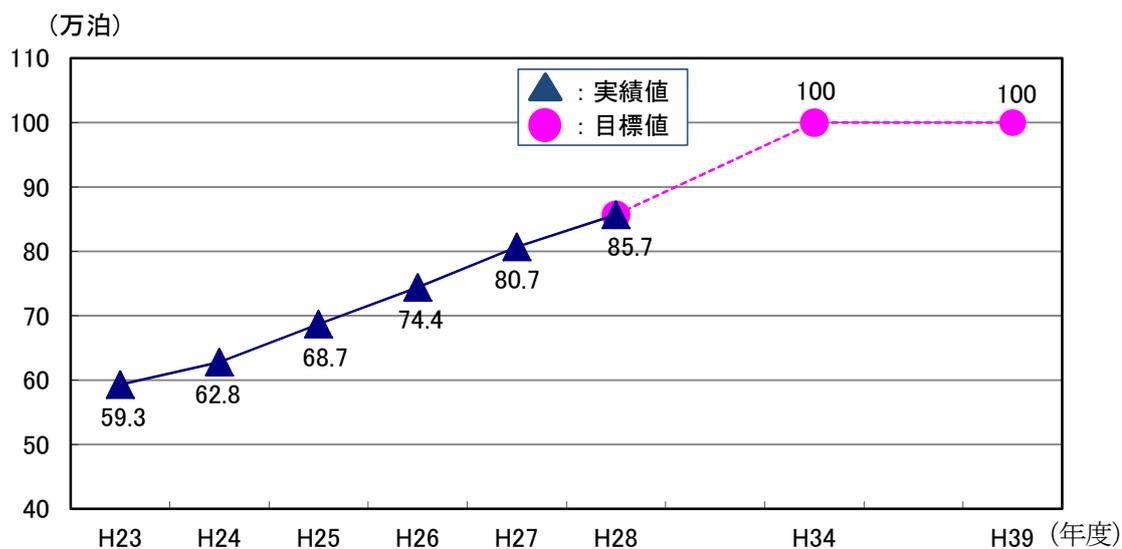


資料：市政のあらまし（施設編）及び旭川市各部資料を元に作成

※ もりもりパーク，彫刻美術館ステーションギャラリー，旭川市民文化会館，旭川市公会堂，旭川市常磐館，旭川市中央図書館，道立旭川美術館，旭川市科学館，旭川市市民活動交流センター，大雪アリーナ，大雪クリスタルホール，道の駅あさひかわ，旭川市博物館，神楽図書館，神楽公民館の15施設の利用者数の合計値

・観光客宿泊延数

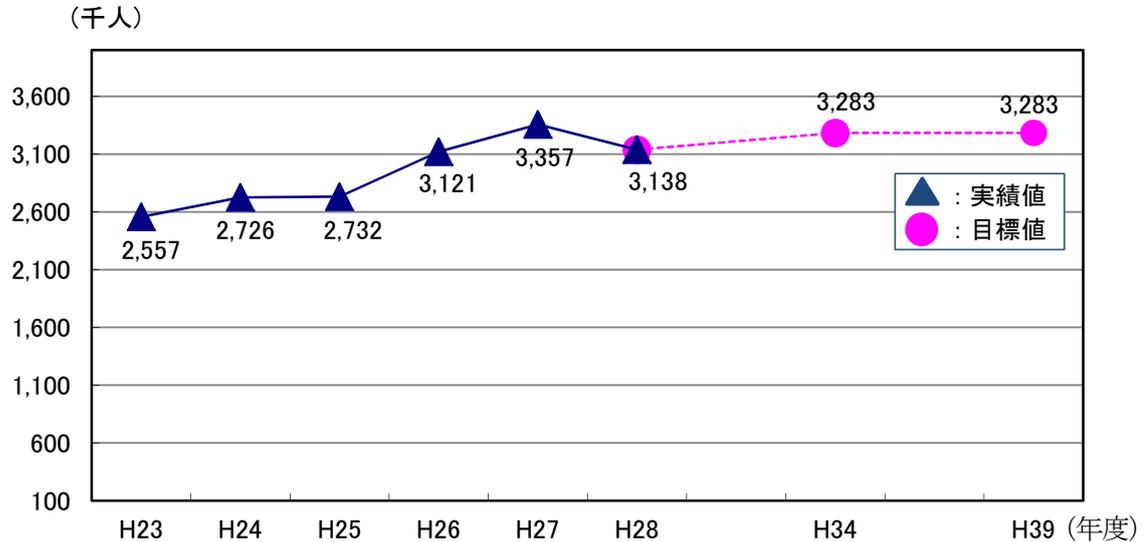
第8次旭川市総合計画と同じ目標値とします。



資料：旭川市経済観光部

・主要イベント動員数

主要イベント動員数は、平成27年度以降減少傾向にあるので、減少傾向に歯止めをかけ、現状を維持する目標値とします。なお、平成28年度の実績値には北海道音楽大行進（平成28年度未実施）が含まれていないので、平成23年度～平成27年度の北海道音楽大行進の動員数の平均値を加算して目標値を設定します。



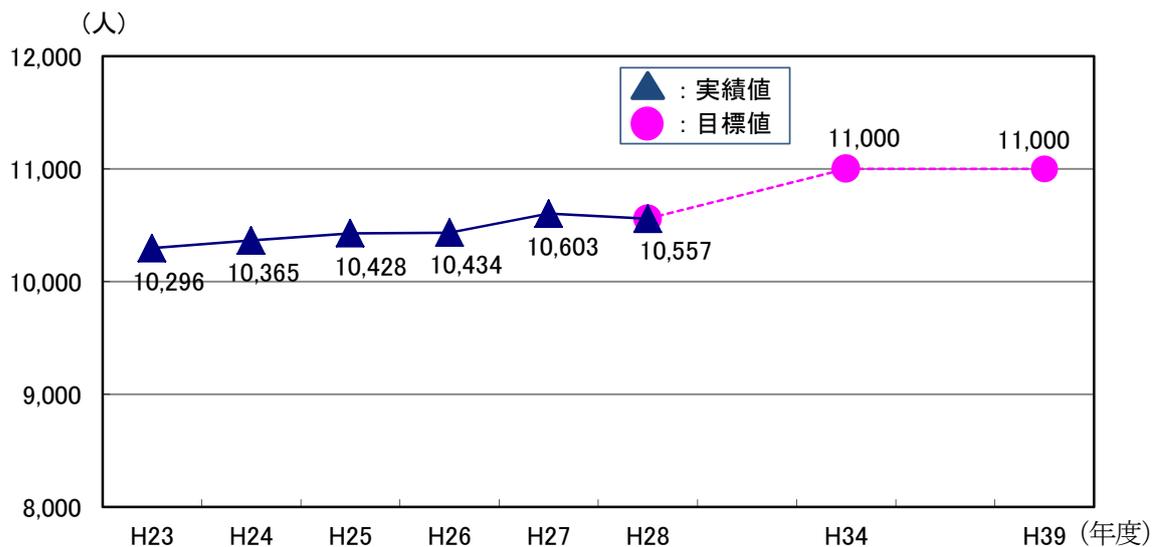
資料：旭川市各部資料を元に作成

※ 北海道音楽大行進、花フェスタ、北の恵み 食ベマルシェ、旭川夏まつり、旭川冬まつり、バーサロペット・ジャパン（北彩都会場）、冬のガーデンの動員数の合計値

●個別指標「まちなかに住む」

・中心部の居住人口

第8次旭川市総合計画と同じ目標値とします。

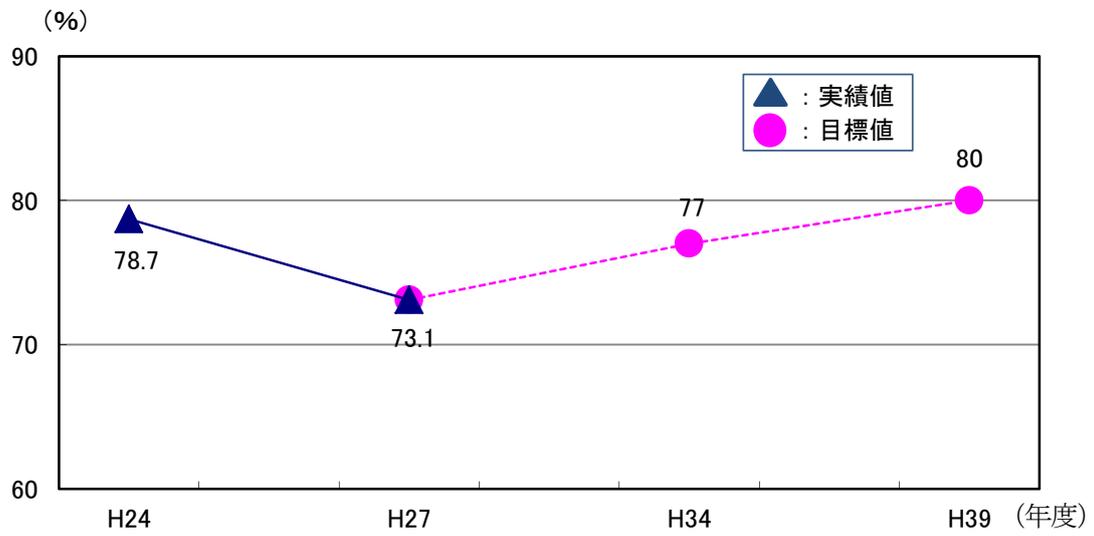


資料：旭川市総務部（住民基本台帳）

※ 中心市街地区と北彩都あさひかわ地区の合計人口（10月1日現在）

・暮らしやすさ（中央地区・新旭川地区）

市民の7割以上が中心部が暮らしやすいと回答しており、その割合が増加する目標値とします。



資料：旭川市総合政策部（市民アンケート調査）

用語解説

1 頁 平和通買物公園

J R旭川駅前から8条通に至るまでの約1kmにわたる通りで、昭和47年に日本初の恒久的な歩行者天国として整備されました。街路樹、ベンチ、彫刻などが設置されており、四季を通じて様々なイベントの場としても利用されています。

2 頁 銀座商店街

宮下通から5条通14・15丁目の通りにある商店街で、銀座仲見世通りは、昭和53年に旭川で2番目の歩行者天国となりました。平成13年には路面改修を終え、リニューアルオープンしました。

北彩都あさひかわ

旭川駅周辺地区に広がる旧国鉄用地などの大規模施設跡地の円滑な土地利用転換と都心部の活性化を図るため、公共施設などの整備・拡充を行い、教育・文化・産業・行政の拠点形成を目指すとともに、忠別川の自然環境を生かした都市と緑が一体となった豊かな都心空間を創出する新たな都心地区です。

1 5 頁 交通結節点

人や物などの輸送の際に、鉄道やバスなど複数の交通手段の接続が行われる地点。

1 7 頁 コンコース

ホテル、コンベンションセンター、鉄道駅、空港等の施設で、通路が交差する場所や大通路、中央広場などの空間のこと。鉄道駅においては、主に改札外の広い通路となっている区域を指します。

W i - F i

パソコンやテレビ、スマートフォン、タブレット、ゲーム機などを、無線（ワイヤレス）でLAN（ネットワーク）に接続する技術のことで、近年、民間の商業施設や公共施設などでもW i - F i を使える場所が増えてきています。

流雪溝

道路等の下に水路を設け、河川水などの流水の運搬作用を利用して雪を河川まで運ぶ施設です。本市では、1条通から5条通の延長約2.3kmの区間を平成2年度から整備開始し、平成13年度に完成、供用しております。

霞堤

堤防のある区間に開口部を設け、その下流側の堤防を堤内地（生活・営農区域）に延長させて、開口部の上流の堤防と二重になるようにした不連続な堤防です。霞堤の区間は堤防が重複し、霞がたなびくように見える様子から、こう呼ばれています。霞堤の効果としては、平常時に堤内地からの排水が容易なことから、上流で堤内地に氾濫した水を、霞堤の開口部から速やかに堤外（河川側）に戻し、被害の拡大を防ぐことが挙げられます。

2 0 頁 都心環状道路

都市計画道路である神居旭山通、大雪通、西神楽線で構成される都心内での環状道路の呼称。

2 4 頁 タウンマネジメント機関（TMO）

中心市街地全体の商業の活性化に向け、構想・計画を作成し、具体的な事業に関する企画立案、事

業者間の調整，合意形成の支援の実施，あるいは自らが事業の実施主体となるなど，機動的に事業を推進する組織。

25頁 第8次旭川市総合計画

総合的かつ計画的な市政運営を図るための分野別各種計画の基本となる最上位の計画。平成39年度を目標年次としています。

27頁 中心部の歩行者数

旭川駅北広場と平和通買物公園宮下通から9条通までの間の12か所において調査した歩行者通行量の合計値。

29頁 旭川市都市計画マスタープラン

約20年後を見据えた都市計画に関する基本的な方針。「持続可能で安心快適なまちづくり」を目標に掲げ，土地利用・都市交通整備・都市環境整備・都市防災の観点から，都市整備の基本方針や施策の方向性を定めています。(平成29年改定)

31頁 立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき，都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて，居住機能や都市機能などの誘導により，コンパクトシティ形成に向けた取組を推進するために策定します。都市計画マスタープランの高度化版

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第41号）に基づき，地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）としての役割を果たす計画。国が定める基本方針に基づき，地方公共団体が交通事業者等との協議を行い，まちづくりと連携し，かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために策定します。